

港区都市計画概要

令和 **8** 年（2026 年）**3** 月

港 区

令和 8 (2026)年 3 月発行
刊行物番号 2025132-5011

編集 港区街づくり支援部都市計画課
東京都港区芝公園 1-5-25
電話 03-3578-2111 <<代表>>

目 次

地域地区関係

・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに区域区分	1
・都市再開発の方針	1
・住宅市街地の開発整備の方針	1
・用途地域	1~2
・防火地域	3
・中高層階住居専用地区（特別用途地区）	4
・特別工業地区（特別用途地区）	4
・文教地区（特別用途地区）	4
・高度地区	4~5
・風致地区	6
・駐車場整備地区	6
・臨港地区	6
・高層住居誘導地区	6
・土地区画整理事業	7
・市街地改造事業	7
・改良地区	7
・市街地再開発事業	8~12
・特定街区	13
・高度利用地区	13~14
・都市再生特別地区	14~15
・地区計画	16~17
・再開発等促進区を定める地区計画	18~27

都市施設関係

・道 路	28~33
・都市高速鉄道	34~35
・自動車駐車場	35
・自転車駐車場	36
・自動車ターミナル	36
・公共下水道	36
・河 川	37
・運 河	37
・市 場	37
・と 畜 場	37
・ごみ焼却場	37
・墓 園	37
・広 場	37
・公 園	38~39
・地域冷暖房施設	40~44

都市計画の手続きについて

・都市計画の手続きについて	45~46
・都市計画決定一覧表	47~49
・都市計画の決定手続（東京都が定める都市計画）	50
・都市計画の決定手続（区が定める都市計画）	51
・国家戦略特別区域法による手続き	52

凡		例	
戦復告	=	戦災復興院告示	明 = 明治
内 告	=	内務省告示	大 = 大正
建 告	=	建設省告示	昭 = 昭和
国 告	=	国土交通省告示	平 = 平成
都 告	=	東京都告示	令 = 令和
府 告	=	東京府告示	
区 告	=	港区告示	

地域地区関係

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに区域区分

都市計画区域名	決定年月日	告示番号	都市計画区域面積(約 ha)	区域区分		変更年月日	告示番号
				市街化区域面積(約 ha)	市街化調整区域面積(約 ha)		
東京	昭 45.12.26	都告第 1403 号	2,036.0 (参考)	2,022.2	14.8	昭 47. 7.6 昭 48.11.20 昭 49. 8.27 昭 56. 5.27 昭 61.11.29 平 2. 3. 9 平 4. 2. 4 平 5.11.22 平 8. 5.31 平 16. 4.22 平 26.12.18 令 3. 3.31 令 5. 4.28	都告第 773 号 都告第 1215 号 都告第 883 号 都告第 554 号 都告第 1263 号 都告第 257 号 都告第 110 号 都告第 1244 号 都告第 644 号 都告第 759 号 都告第 1688 号 都告第 375 号 都告第 623 号

都市再開発の方針

都市計画区域名	決定年月日	告示番号	1号市街地(都市再開発法第2条の3第1項第1号)	2号地区(都市再開発法第2条の3第1項第2号)	誘導地区	摘要
東京	平 16.4.22	都告第 726 号	港区全域	17 地区及び都市再生緊急整備地域内(ただし、第2種高度地区は除く)	1 地区	平 16. 4. 22 都市計画区域の整備・開発及び保全の方針から分離
				19 地区(うち都市再生地区 2 地区)		平 21. 3. 6 都告第 283 号変更
				14 地区(うち都市再生地区 2 地区)	2 地区	平 27. 3. 6 都告第 319 号
				17 地区(うち都市再生地区 2 地区)	1 地区	令 3. 3.31 都告第 378 号

住宅市街地の開発整備の方針

都市計画区域名	決定年月日	告示番号	重点地域	重点地区	摘要
東京	平 16.4.22	都告第 738 号	港区全域	16 地区	平 16. 4. 22 都市計画区域の整備・開発及び保全の方針から分離
				15 地区	平 21. 3. 6 都告第 297 号変更
				14 地区	平 27. 3. 6 都告第 334 号
				19 地区	令 4.10.3 都告第 1316 号

用途地域(1)

都市計画区域名	用途地域	用途地域の目的	建蔽率(%)	容積率(%)	指定面積(約 ha)	摘要
東京	第一種低層住居専用地域	低層住宅の良好な環境保護のための地域	60	150	0.2	昭 48.11.20 都告第 1190 号 都市計画法等の改正による全面改正 昭 49.8.27 都告第 884 号 港南二丁目内に準工業地域 300%を追加 昭 49.12.25 都告第 1335 号
				小計	0.2	
	第一種中高層住居専用地域	中高層住宅の良好な環境保護のための地域	60	200	201.1	元麻布二丁目・西麻布三丁目各地内の第二種住居専用地域 300%を 200%に変更 昭 51.1.14 都告第 12 号 西麻布三丁目地内の第二種住居専用地域 300%を 200%に変更 昭 52.11.4 都告第 925 号 南麻布三丁目・同四丁目各地内の第二種住居専用地域 300%を 200%に変更 昭 54.11.10 都告第 1195 号
				300	251.8	
	第二種中高層住居専用地域	一定の利便施設の立地はみとめられる、中高層住宅の良好な環境保護のための地域	60	200	27.8	赤坂一丁目・六本木一丁目各地内の住居地域 300%を 400%に、住居地域 300%及び 400%を商業地域 700%に変更 昭 56.4.10 都告第 374 号 第一回一斉見直し(南青山四丁目・三田四丁目・高輪一丁目・同二丁目・南麻布五丁目及び六本木三丁目各地内) 昭 57.1.21 都告第 53 号 都市計画道路放射第 19 号線の変更に伴う用途地域の変更(三田三丁目・芝二丁目・同四丁目及び同五丁目各地内) 昭 61.1.21 都告第 50 号
				300	73.4	
	第一種住居地域	大規模な店舗・事務所の立地は制限される、住宅の環境保護のための地域	60	200	14.4	都市計画道路放射第 19 号線の変更に伴う用途地域の変更(三田三丁目・芝二丁目・同四丁目及び同五丁目各地内) 昭 61.1.21 都告第 50 号 都市計画道路放射第 19 号線の変更に伴う用途地域の変更(三田三丁目及び芝五丁目各地内) 平元 7.5 都告第 742 号
				300	87.1	
				400	62.6	
	第二種住居地域	大規模な店舗・事務所の立地も認められる。住宅の環境保護のための地域	60	200	41.2	六本木一丁目・虎ノ門四丁目・同五丁目各地内の第二種住居地域 300%を住居地域 400%に、六本木一丁目地内の住居地域 300%を 400%に変更
				300	69.2	
				400	96.5	
				小計	206.9	

用途地域(2)

都市計画 区域名	用途地域	用途地域の目的	建 蔽 率 (%)	容 積 率 (%)	指 定 面 積 (約 ha)	摘 要	
東 京	近 隣 商 業 地 域	近隣の住宅地の住民のための店舗、事務所等の利便の増進を図る地域	80	300	10.1	平元.10.11 都告第1035号 第二回一斉見直し(港区全域)	
				400	77.0	平4.2.4 都告第113号 海岸一丁目・同三丁目及び同三丁目地先芝浦ふ頭埋立地各区内に準工業地域400%を追加	
				小計	87.1	平4.6.1 都告第661号 都市計画道路補助第310号線の変更に伴う用途地域の変更(芝浦三丁目地内)	
	商 業 地 域	店舗・事務所等の利便の増進を図る地域	80	200	0.1	平8.5.31 都告第665号 第三回一斉見直し(港区全域)	
				300	18.6	平8.8.2 都告第910号 東新橋一丁目地内の準工業地域400%を商業地域800%に変更	
				400	25.6	平10.10.7 都告第1026号 都市計画道路補助第9号線の変更に伴う用途地域の変更(南麻布三丁目地内)	
				500	151.5	平10.12.24 都告第1251号 東新橋二丁目・浜松町一丁目各区内の商業地域600%を700%に変更	
				600	228.4	平11.2.26 都告第181号 芝浦四丁目地内の商業地域400%を第二種住居地域400%に変更	
				700	183.9	平11.8.27 都告第986号 東新橋一丁目・海岸一丁目各区内の準工業地域400%を商業地域600%、700%及び第一種住居地域200%に変更。海岸一丁目地内の商業地域600%を700%に変更	
				800	29.8	平13.7.6 都告第895号 三田一丁目地内の第一種中高層住居専用地域300%を第二種住居地域400%に変更	
				1000	5.2	平14.4.26 都告第627号 赤坂四丁目・同七丁目各区内の第二種住居地域300%を400%及び商業地域400%に、赤坂四丁目地内の第二種住居専用地域300%を商業地域500%及び700%に、同四丁目地内の商業地域700%を500%に、赤坂七丁目地内の商業地域700%を400%に変更	
				小計	643.1	平16.6.24 都告第1073号 第四回一斉見直し(港区全域)	
				準 工 業 地 域	環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便の増進を図る地域	60	200
	300	22.6	平17.1.19 都告第30号 三田一丁目地内の第一種中高層住居専用地域300%を第二種住居地域400%に変更				
	400	337.8	平19.4.6 都告第574号 南麻布四丁目地内の第一種中高層住居専用地域300%を200%及び第一種住居地域300%に変更				
	小計	366.7	平28.6.17 都告第1147号 三田一丁目地内の第一種中高層住居専用地域300%を第二種住居地域400%に変更				
	計					2,022.2	平29.11.30 都告第1744号 芝浦四丁目・港南二丁目各区内の準工業地域400%を商業地域600%に変更

防火地域

都市計画 区域名	防火地域	制限の内容	指定面積 (約 ha)	摘要
東京	防火地域	階数が三以上又は延べ面積が100㎡を超える建築物は耐火建築物、その他の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。	1,251.5	昭48.11.20 都告第1213号 都市計画法等の改正による全面改正 昭49.8.27 都告第886号 港南二丁目地内に準防火地域を追加 昭54.11.10 都告第1197号 赤坂一丁目及び六本木一丁目各地内の変更 昭57.1.21 都告第55号 都市計画道路放射第19号線の変更に伴う防火地域の変更(三田三丁目地内) 昭61.1.21 区告第4号 都市計画道路放射第19号線の変更に伴う防火地域の変更(三田三丁目地内) 平元.7.5 区告第78号 六本木一丁目・虎ノ門四丁目・同五丁目各地内の変更 平元.10.11 区告第105号 第二回一斉見直し(港区全域) 平4.2.4 区告第9号 海岸一丁目先埋立地(竹芝ふ頭)及び海岸三丁目先埋立地(芝浦ふ頭)を防火地域に編入 平5.7.16 区告第61号 台場の準工業地域・準防火地域を防火地域に変更 平6.4.19 区告第32号 六本木一丁目地内の変更 平7.4.28 区告第46号 六本木六丁目地内の変更 平8.5.31 区告第58号 第三回一斉見直し(港区全域) 平11.8.27 区告第104号 東新橋一丁目・海岸一丁目各地内の変更 平13.7.6 区告第109号 三田一丁目・六本木六丁目各地内の変更 平14.4.26 区告第77号 赤坂四丁目・赤坂七丁目各地内の変更 平14.6.28 区告第107号 六本木六丁目・元麻布三丁目各地内の変更 平15.3.31 区告第77号 赤坂九丁目地内の変更 平16.6.24 区告第132号 第四回一斉見直し(港区全域) 平16.11.15 区告第224号 赤坂九丁目地内の変更 平17.1.19 区告第12号 三田一丁目地内の変更 平18.3.31 区告第65号 六本木三丁目地内の変更 平19.8.2 区告第151号 虎ノ門五丁目地内の変更 平23.9.30 区告第219号 六本木三丁目地内の変更 平25.6.17 区告第125号 赤坂九丁目地内の変更 平28.6.17 区告第196号 三田一丁目地内の変更 平29.9.12 区告第273号 三田三丁目・三田四丁目各地内の変更(国家戦略特別区域法)
	準防火地域	木造の建築物は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とし、屋根は不燃材料でふかなければならない。	770.7	平29.9.12 区告第276号 虎ノ門五丁目・麻布台一丁目各地内の変更(国家戦略特別区域法) 平30.3.7 区告第70号 海岸一丁目地内の変更 平31.4.19 区告第111号 西麻布三丁目地内の変更 令2.12.17 区告第349号 赤坂七丁目地内の変更 令4.3.10 区告第76号 北青山二丁目地内の変更 令4.11.9 区告第314号 高輪三丁目地内の変更(国家戦略特別区域法) 令5.4.28 区告第193号 第五回一斉見直し(港区全域) 令5.10.10 区告第351号 三田五丁目地内の変更 令6.4.8 区告第173号 六本木五丁目地内の変更(国家戦略特別区域法) 令6.10.10 区告第373号 高輪三丁目地内の変更 令7.12.22 区告第451号 高輪三丁目地内の変更(国家戦略特別区域法)
		計		2,022.2

中高層階住居専用地区(特別用途地区)

都市計画区域名	中高層階住居専用地区	中高層階住居専用地区の制限	指定面積(約 ha)	摘要
東京	第二種中高層階住居専用地区	4階以上の部分は住宅、寄宿舎、下宿等の用途に供する建築物とすること。 キャバレー、料理店、個室付浴場等の用途は、制限されません。	29.3	平 8.5.31 区告第 54 号 都市計画法等の改正により決定 平 10.10.7 区告第 140 号 都市計画道路補助第 9 号線の変更に伴う変更(南麻布三丁目地内)
	第三種中高層階住居専用地区	5階以上の部分は住宅、寄宿舎、下宿等の用途に供する建築物とすること。 キャバレー、料理店、個室付浴場等の用途は、制限されません。	31.6	平 16.6.24 区告第 130 号 第四回一斉見直し(港区全域) 令 4.10.3 区告第 281 号 北青山三丁目地区地区計画の変更に伴う変更 令 5.4.28 区告第 189 号 第五回一斉見直し(港区全域)
	計		60.9	

特別工業地区(特別用途地区)

都市計画区域名	特別工業地区	地区の目的	建蔽率(%)	容積率(%)	指定面積(約 ha)	摘要
東京	特別工業地区	住宅の混在率の高い準工業地域内に指定し、住居環境の保全及び中小工業の保護を図るため、工場の用途及び規模(作業所の床面積 300㎡を超えるもの)による規制並びに風俗営業関連施設の規制を行う地区	60	300	23.7	昭 48.11.20 都告第 1212 号 都市計画法等の改正による全面改正 平元.10.11 区告第 107 号 第二回一斉見直し(港区全域) 平 8.5.31 区告第 55 号 第三回一斉見直し(港区全域) 平 16.4.1 区告第 73 号 東京都特別工業地区建築条例の廃止による名称変更 令 5.4.28 区告第 190 号 第五回一斉見直し
				400		
	計			23.7		

文教地区(特別用途地区)

都市計画区域名	決定年月日 告示番号	地区名	面積			摘要
			第1種(約 ha)	第2種(約 ha)	合計(約 ha)	
東京	昭 26.4.19 都告第 420 号	三田	46.9	16.9	63.8	昭 57.1.21 都告第 57 号 区域及び面積の変更 昭 61.1.21 区告第 6 号 三田三丁目地内の変更 平 8.5.31 区告第 56 号 第三回一斉見直し(港区全域) 平 13.7.6 区告第 112 号 第一種文教地区の区域及び面積の変更(三田一丁目地内) 平 17.1.19 区告第 9 号 第一種文教地区の区域及び面積の変更(三田一丁目地内) 平 28.6.17 区告第 197 号 第一種文教地区の区域及び面積の変更(三田一丁目地内) 令 5.4.28 区告第 191 号 第五回一斉見直し(港区全域)
		九段	3.7	0	3.7	
	昭 32.4.6 都告第 382 号	渋谷	29.6	4.4	34.0	
	昭 26.4.19 都告第 420 号	青山	13.5	12.2	25.7	
	計		93.7	33.5	127.2	

高度地区(1)

都市計画区域名	高度地区	高度地区の制限	指定面積(約 ha)	摘要
東京	第1種高度地区	建築物の各部分の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の 0.6 倍に 5mを加えたもの以下とする。	0.2	昭 48.11.20 都告第 1214 号 都市計画法等の改正による全面改正 昭 49.12.25 都告第 1334 号 元麻布二丁目地内の第三種高度地区を第一種又は第二種高度地区に、西麻布三丁目地内の第三種高度地区を第二種高度地区に変更 昭 51.1.14 都告第 15 号 西麻布三丁目地内の第三種高度地区を第二種高度地区に変更 昭 52.11.4 都告第 927 号 南麻布三丁目・同四丁目各地内の第三種高度地区を第二種高度地区に変更 昭 54.11.10 都告第 1196 号 赤坂一丁目・六本木一丁目各地内の第三種高度地区を廃止 昭 56.4.10 都告第 376 号 第一回一斉見直し(南青山四丁目地内) 昭 57.1.21 都告第 54 号 都市計画道路放射第 19 号線の変更に伴う高度地区の変更(三田三丁目地内) 昭 58.11.30 区告第 106 号 都市計画決定事務の特別区への移管に伴う計画書の変更 昭 61.1.21 区告第 5 号 三田三丁目地内の変更

高度地区(2)

都市計画区域名	高度地区	高度地区の制限	指定面積(約 ha)	摘要
東京	第2種高度地区	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8m以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5mを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8mを超える範囲にあっては、当該水平距離から8mを減じたものの0.6倍に15mを加えたもの以下とする。	—	平元.7.5 区告第77号 六本木一丁目・虎ノ門四丁目・同五丁目各地内の変更 平元.10.11 区告第106号 第二回一斉見直し(港区全域) 平6.4.19 区告第30号 赤坂一丁目・六本木一丁目各地内の変更 平7.4.28 区告第44号 六本木六丁目地内の変更 平8.5.31 区告第57号 第三回一斉見直し(港区全域) 平11.12.1 区告第140号 建築基準法の改正による変更 平13.7.6 区告第107号 三田一丁目・六本木六丁目各地内の変更 平14.4.26 区告第76号 赤坂四丁目・同七丁目各地内の変更 平14.6.28 区告第106号 六本木六丁目・元麻布三丁目各地内の変更 平15.3.31 区告第76号 赤坂九丁目地内の変更 平16.6.24 区告第131号 第四回一斉見直し(港区全域) 平16.11.15 区告第223号 赤坂九丁目地内の変更 平17.1.19 区告第10号 三田一丁目地内の変更 平18.3.31 区告第63号 六本木三丁目地内の変更 平19.8.2 区告第150号 虎ノ門五丁目地内の変更 平23.9.30 区告第218号 六本木三丁目地内の変更 平25.6.17 区告第124号 赤坂九丁目地内の変更 平27.10.1 区告第266号 絶対高さ制限指定 平28.6.17 区告第195号 三田一丁目地内の変更 平28.10.3 区告第293号 北青山三丁目地内の変更 平29.9.12 区告第272号 三田三丁目・同四丁目各地内の変更 (国家戦略特別区域法) 平29.9.12 区告第275号 虎ノ門五丁目・麻布台一丁目各地内の変更 (国家戦略特別区域法) 平30.7.2 区告第186号 白金一丁目・同三丁目各地内の変更 平31.4.19 区告第110号 西麻布三丁目地内の変更 令2.12.17 区告第348号 赤坂七丁目地内の変更 令4.3.10 区告第75号 北青山一丁目・同二丁目各地内の変更 令4.10.3 区告第282号 北青山三丁目地内の変更 令4.11.9 区告第313号 高輪三丁目地内の変更 (国家戦略特別区域法) 令5.4.28 区告第192号 第五回一斉見直し(港区全域) 令5.10.10 区告第350号 三田五丁目・白金一丁目・高輪一丁目各地内の変更 令6.4.8 区告第172号 六本木五丁目地内の変更 (国家戦略特別区域法) 令6.10.10 区告第372号 高輪三丁目地内の変更 令7.12.22 区告第450号 高輪三丁目地内の変更 (国家戦略特別区域法)
	17m第2種高度地区	1. 建築物の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)は17m以下とする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8m以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5mを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8mを超える範囲にあっては、当該水平距離から8mを減じたものの0.6倍に15mを加えたもの以下とする。	207.2	
	22m第2種高度地区	1. 建築物の高さは22m以下とする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8m以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5mを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8mを超える範囲にあっては、当該水平距離から8mを減じたものの0.6倍に15mを加えたもの以下とする。	201.2	
	第3種高度地区	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8m以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10mを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8mを超える範囲にあっては、当該水平距離から8mを減じたものの0.6倍に20mを加えたもの以下とする。	114.7	
	17m第3種高度地区	1. 建築物の高さは17m以下とする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8m以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10mを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8mを超える範囲にあっては、当該水平距離から8mを減じたものの0.6倍に20mを加えたもの以下とする。	10.4	
	24m第3種高度地区	1. 建築物の高さは24m以下とする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8m以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10mを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8mを超える範囲にあっては、当該水平距離から8mを減じたものの0.6倍に20mを加えたもの以下とする。	164.9	
	17m高度地区	建築物の高さは17m以下とする。	0.1	
	24m高度地区	建築物の高さは24m以下とする。	3.7	
	31m高度地区	建築物の高さは31m以下とする。	9.8	
	35m高度地区	建築物の高さは35m以下とする。	97.7	
	40m高度地区	建築物の高さは40m以下とする。	61.7	
50m高度地区	建築物の高さは50m以下とする。	34.0		
60m高度地区	建築物の高さは60m以下とする。	17.3		
	計		922.9	

風致地区

都市計画 区域名	決定年月日 告示番号	番号	名称	位置	面積 (約 ha) 及び種別	変更年月日 告示番号 変更内容	摘要
東京	大 15.9.14 内告第 134 号	1	明治神宮内 外苑付近	港、新宿、渋谷区 の各一部	274.0 第一種 69.8 第二種 204.2	昭 26.12.17 建告第 1045 号 区域、面積の変更 昭 38.10.1 建告第 2547 号 区域、面積の変更 昭 46.12.1 都告第 1322 号 区域、面積の変更 昭 52.11.4 都告第 923 号 区域、面積の変更	明治神宮外苑、代々木森林公園及び国立競技場を含む一帯の区域
		10	芝	港区の一部	47.7 第二種	昭 38.10.30 建告第 2744 号 区域、面積の変更	芝増上寺を中心とする周辺と愛宕山周辺 区域で、東照宮、愛宕神社、青松寺、東 京タワー、プリンスホテル等がある。
		11	弁慶橋	千代田、港、 新宿区の各一 部	31.0 第二種	昭 38.10.1 建告第 2547 号 区域、面積の変更 昭 46.12.1 都告第 1322 号 区域、面積の変更	弁慶橋より喰違見付間の濠及び清水谷 公園、上智大学運動場、プリンスホテル、 ホテルニューオータニを含む一帯の区域

駐車場整備地区

都市計画 区域名	決定年月日 告示番号	名称	区 域	面積 (約 ha)	変更年月日 告示番号	摘要
東京	昭 33.11.7 建告第 1919 号	都 心 部	中央区、港区の一部	994.8	昭 37.4.11 建告第 1159 号 平 8.7.5 千代田区告第 71 号	(港区分 約 205ha) 千代田区が区域を変更したため 416.2haを削除

臨港地区

都市計画 区域名	決定年月日 告示番号	名称	区 域	面積 (約 ha)	変更年月日 告示番号	摘要
東京	昭 41.2.25 建告第 303 号	東京港臨港地区	港区海岸一～三丁目、 港南五丁目、台場	59.5	昭 54.9.3 都告第 951 号 平 3.3.16 都告第 286 号 平 4.2.4 都告第 114 号 平 7.1.20 都告第 46 号 平 10.3.6 都告第 191 号	商 港 区 約 52.3 ha 特 殊 物 資 港 区 0 殊 物 資 港 区 0 業 港 区 4.5 漁 業 港 区 0 保 安 港 区 0 マ リ ナ 港 区 0 修 景 厚 生 港 区 0 指 定 な し 2.7

高層住居誘導地区

都市計画 区域名	高層住居 誘導地区	制限の内容			指定面積 (約 ha)	摘要
東京	高層住居誘導 地区	建築基準法第 52 条 第 1 項第 5 号に規定 する容積率	建蔽率の最高限度 ※1	建築物の敷地面積の最低 限度	9.3	平 11.2.26 都告第 198 号 ※2 現行の建築基準法第 53 条第 6 項第 2 号 (法改正に伴う項ずれ)
		以下の算定式による。 $\frac{12}{3-R}$ V:容積率 (最大 600%) R:建築物の住宅の用 途に供する部分の床 面積の合計のその延 べ面積に対する割合 ($2/3 \leq R \leq 1$) ただし、敷地面積が 300 m ² 未満の建築物 は 10 分の 40 とする。	10 分の 6	—		
		※1 についての適用の除外 次に該当する建築物については、建蔽率の最高限度の定めは適用しない。 ・建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 53 条第 4 項第 2 号に該当する建築物(※2)				

土地区画整理事業

都市計画 区域名	決定年月日 (変更) 告示番号	名称	面積 (約 ha)	公共施設の配置			摘 要	事業決定日 年月日 告示番号	地区名	施行者	面積 (約 ha)	換地処分 年月日	
				道路	公園	その他							
東 京	昭 21.4.25 戦復告 第 13 号	戦災 復興	1,403.6	—	—	—		昭 23.7.22 都告 第 410 号	1	知 事	39.7	昭 37.9.29	
	平 4.8.19 都告第 968 号	汐留	30.9	13 路線 5,825m	—	—		昭 22.6.17 都告 第 385 号	麻布第一	組 合	15.1	昭 27.12.16	
	平 28.4.19 区告 第 142 号	品川駅 周辺	17.6	2 路線 ほか	0.4ha	—	国家戦略特別 区域法	平 28.7.12 国告 第 881 号	品川駅 北周辺	独立行政 法人都市 再生機構	14.7	15.5	
	平 30.12.21 区告 第 329 号 (変更)			3 路線 ほか				令元.8.1 国告 第 319 号 (変更)					
	令 2.2.28 区告 第 61 号 (変更)			4 路線 ほか				令 2.8.31 国告 第 822 号 (変更)					
								令 4.1.11 国告 第 11 号 (変更)					
令 4.11.9 区 告 第 312 号	品川駅 西口	11.9	2 路線 ほか	0.8ha	—	国家戦略特別 区域法	令 5.6.1 国告 第 565 号	品川駅西口	独立行政 法人都市 再生機構	2.9			

市街地改造事業

ア 区域及び地積

決定年月日 告示番号	名 称	施 行 区 域	面 積 (約 ha)	摘 要
昭 36.12.26 建告第 2963 号	新橋駅前市街地改造事業	港区新橋二、三丁目の各一部	2.9 (東口地区 1.4ha) (西口地区 1.5ha)	最終変更 昭 41. 8. 24 建告第 2883 号

イ 広場

番号	名 称	位 置	地 積 (約 m ²)	摘 要
1	新橋駅付近地下道第 1 号	港区新橋二丁目地内	546	新橋駅付近地下道第 1 号の一部
2	新橋駅付近広場第 2 号	〃	2,900	昭 36 建告第 2964 号東京都市計画新橋駅付近広場第 2 号の一部

ウ 建築物の整備に関する計画

街区番号	敷地面積に対する建築密度		階 数	壁 面 の 位 置 の 限 度	各 階 の 主 要 用 途
	建築面積割合	延べ面積割合			
1	9.5/10 以下	120/10 以下	地下 4 階 地上 9 階 塔屋 3 階	1 階～4 階 敷地境界線 5 階～9 階 敷地境界線から 0～15m	地下 4 階 機械室、倉庫等 地下 2 階及び 3 階 駐車場、倉庫等 (新橋駅前ビル 1 号館) 地下 1 階、1 階～8 階 店舗、事務所等 9 階 住宅、事務所等
2	10/10 以下	120/10 以下	地下 3 階 地上 9 階 塔屋 3 階	1 階～9 階 敷地境界線	地下 3 階 機械室、倉庫等 地下 2 階 駐車場、倉庫等 (新橋駅前ビル 2 号館) 地下 1 階、1 階～8 階 店舗、事務所等 9 階 住宅、事務所等
3	9.88/10 以下	110/10 以下	地下 4 階 地上 11 階 塔屋 2 階	1 階 敷地境界線から 1m (ただし歩廊の柱型を除く) 2 階～4 階 敷地境界線 5 階～11 階 1～53m	地下 4 階 機械室 地下 2 階及び 3 階 駐車場、倉庫等 地下 1 階、1 階～4 階 店舗、事務所等 (ニュー新橋ビル) 5 階～10 階 事務所等 11 階 住宅、事務所等
	関 連 施 設		地下 2 階 地下 3 階		1 号 2 号駐車場、公共駐車場連結施設

エ 建築敷地の整備に関する計画

種別・街区番号	建築敷地面積 (m ²)	摘 要
建 築 敷 地	1 2,820 2 610 3 5,600	通路約 82 mを含む
小 計	9,030	
区 画 街 路	410	街区 1 の北側 幅員 8m 延長 46m
緑 地	90	街区 1 の北側
合 計	9,530	

改良地区

都市計画 区域名	指 定 年 月 日 告 示 番 号	地 区 名	位 置	面 積 (約 ha)	既 存 戸 数	計 画 戸 数		建 設 戸 数	
						改良住宅	公営住宅	改良住宅	公営住宅
東 京	昭 45.6.3 建告第 871 号	青山一丁目第一	港区南青山一丁目地内	0.4	80	66	0	66	0

市街地再開発事業(1)

都市計画区域名	決定年月日 (変更) 告示番号	名称	位置	施行区域面積 (約 ha)	公共施設の配置 及び規模				街区数	建築敷地面積 (約 m ²)	延べ面積 〔容積対象面積〕 (約 m ²)	住宅建設の 目 標		事業認可 又は組合 設立年月日 ・告示番号	施行者	摘 要	
					道 路	公園 緑地	下 水 道	そ の 他				戸 数 (約戸)	面 積 (約 m ²)				
東京	昭 54.11.10 都 告 第 1204 号	赤坂・六本木地区第一種市街地再開発事業	港区赤坂一丁目及び六本木一丁目各内地内	5.6	幹線街路1路線 約315m 区画街路2路線 約715m	—	—	—	1	41,100	357,200	500	48,500	昭 57.11.20 都 告 第 1151 号	組合	赤坂・六本木地区市街地再開発組合 解散認可 昭 61.8.5 都告第 833 号 決算報告書承認 昭 61.11.11	
	昭 63.6.16 都 告 第 599 号	田町駅前西口地区第一種市街地再開発事業	港区芝五丁目内地内	0.6	幹線街路1路線 約56m 区画街路1路線 約71m 特殊街路1路線 約120m	—	—	—	1	3,400	34,500 〔28,800〕	—	—	平元.11.18 都 告 第 1166 号	組合	田町駅前西口地区市街地再開発組合 解散認可 平 9.3.31 都告第 364 号 決算報告書承認 平 11.11.15	
	平 6.4.19 都 告 第 502 号	六本木一丁目西地区第一種市街地再開発事業	港区六本木一丁目及び六本木三丁目各内地内	3.2	幹線街路1路線 約130m 区画街路3路線 約340m	1	—	1	2	6,600 (A) 17,600 (B)	4,250 〔4,000〕 199,000 〔176,000〕	290	28,800	平 7.10.26 都 告 第 1221 号	組合	六本木一丁目西地区市街地再開発組合 解散認可 平 16.3.31 都告第 475 号 決算報告書承認 平 17.3.10	
	平 7.4.28 都 告 第 548 号	六本木六丁目地区第一種市街地再開発事業	港区六本木六丁目及び元麻布三丁目各内地内	11.0	幹線街路3路線 約750m 区画街路7路線 約1600m	1	—	1	3	6,500 (A)	24,500 〔21,600〕	840	93,000	平 10.9.16 都 告 第 952 号	組合		
	57,200 (B)									558,700 〔475,700〕							
	20,800 (C)									132,100 〔110,100〕							
	6,600									24,500 〔21,700〕							
	平 13.7.6 都 告 第 897 号 (変更)								57,200	546,700 〔479,800〕							立体広場の整備 街区形状の整形 化による変更
	平 14.6.28 都 告 第 850 号 (変更)								21,000	157,700 〔111,100〕							区画道路の線形 変更による変更
	平 10.10.7 都 告 第 1025 号	白金一丁目東地区第一種市街地再開発事業	港区白金一丁目内地内	2.5	幹線街路1路線 約110m 区画街路5路線 約590m	1	—	—	2	13,000 (I-①)	126,800 〔105,100〕	585	56,900	平 12.11.7 都 告 第 1326 号	組合		
2,900 (I-②)	5,800 〔5,800〕																
平 16.1.15 区 告 第 10 号 (変更)									126,800 〔105,100〕		625	59,200				施設計画の見直しによる変更	
									7,000 〔6,300〕							白金一丁目東地区市街地再開発組合 解散認可 平 18.11.28 都告第 1564 号 決算報告書承認 平 20.9.5	

市街地再開発事業(2)

都市計画区域名	決定年月日 (変更) 告示番号	名称	位置	施行区域面積 (約 ha)	公共施設の配置 及び規模				街区数	建築敷地面積 (約 m ²)	延べ面積 〔容積対象面積〕 (約 m ²)	住宅建設の 目 標		事業認可 又は組合 設立年月日 ・告示番号	施行者	摘 要
					道 路	公園 緑地	下 水 道	そ の 他				戸 数 (約戸)	面 積 (約 m ²)			
東京	平 10.12.24 都 告 第 1254 号	環状第二号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業	港区新橋四丁目、西新橋二丁目、虎ノ門一丁目、虎ノ門二丁目、虎ノ門三丁目及び愛宕一丁目各地方内	7.5	幹線街路4路線 約 1,565m 区画街路3路線 約 400m	—	—	—	5	1,400 1,800 2,400 2,500 17,300	1,500 〔1,500〕 2,000 〔2,000〕 2,500 〔2,500〕 2,600 〔2,600〕 183,400 〔161,900〕	250	25,800	平 14.10.7 都 告 第 1176 号	都	
	平 12.6.26 都 告 第 835 号 (変更)			↓ 8.0	幹線街路5路線 1,586m 区画街路6路線 約 575m	—	—	—	3	2,200 (I 街区) 2,000 (II 街区) 17,200 (III 街区)	9,400 〔7,500〕 15,900 〔10,800〕 202,400 〔161,900〕	350	45,600		都	周辺街区の区域編入 施設計画の見直しによる変更
	平 18.1.23 都 告 第 50 号 (変更)										13,900 〔10,700〕 15,900 〔10,800〕 200,500 〔160,000〕	400	47,700			I 街区の整備計画 変更に伴う変更
	平 20.6.20 都 告 第 898 号 (変更)					幹線街路5路線 1,585m 区画街路6路線 約 565m				2,200 2,000 17,100	13,900 〔10,700〕 15,900 〔10,800〕 249,000 〔196,300〕	400	46,800			III 街区の整備計画 変更に伴う変更
	平 13.7.6 区 告 第 111 号	三田小山町地区第一種市街地再開発事業	港区三田一丁目地内	1.1	幹線街路1路線 約 100m 区画街路3路線 約 250m	—	—	—	1	7,600	65,800 〔44,600〕	320	37,600	平 17.11.8 都 告 第 1331 号	組合	
	平 15.12.25 区 告 第 238 号 (変更)										65,200 〔45,200〕	510	53,900			施設計画の見直しによる変更 三田小山町地区市街地再開発組合 解散認可 平 23.11.10 都告第 1568 号 決算報告書承認 平 24.3.23
	平 14.4.26 区 告 第 73 号	赤坂四丁目薬研坂北地区第一種市街地再開発事業	港区赤坂四丁目及び赤坂七丁目各地方内	1.0	区画道路3路線 約 255m	—	—	—	2	6,870 (1 街区) 750 (2 街区)	48,920 〔43,280〕 2,810 〔2,090〕	10	2,300	平 15.1.31 都 告 第 88 号	個人	終了認可 平 18.7.27 都告第 1132 号 決算報告書承認
	平 14.4.26 区 告 第 74 号	赤坂四丁目薬研坂南地区第一種市街地再開発事業	港区赤坂四丁目及び赤坂七丁目各地方内	1.1	区画道路4路線 約 375m	—	—	—	1	7,350	67,050 〔47,760〕	500	47,000	平 16.10.18 都 告 第 1494 号	組合	赤坂四丁目薬研坂南地区市街地再開発組合 解散認可 平 22.12.28 都告第 1620 号 決算報告書承認 平 24.2.28
	平 17.1.19 区 告 第 8 号	三田小山町東地区第一種市街地再開発事業	港区三田一丁目地内	0.9	幹線街路1路線 約 60m 区画道路2路線 約 60m 約 80m	1	—	—	1	6,900	66,000 〔41,400〕	550	58,000	平 17.11.8 都 告 第 1332 号	組合	三田小山町東地区市街地再開発組合 解散認可 平 22.3.26 都告第 392 号 決算報告書承認 平 22.8.23
平 18.1.23 区 告 第 12 号	六本木一丁目南地区第一種市街地再開発事業	港区六本木一丁目地内	0.4	幹線街路3路線 約 190m	—	—	1	1	3,100	35,700 〔22,300〕	190	28,800	平 19.5.10 都 告 第 748 号	組合	六本木一丁目南地区市街地再開発組合 解散認可 平 26.8.8 都告第 1111 号 決算報告書承認 平 27.6.22	
平 18.3.31 区 告 第 62 号	六本木三丁目地区第一種市街地再開発事業	港区六本木三丁目地内	0.9	幹線街路1路線 約 105m 区画道路4路線 約 85m 約 30m 約 115m 約 20m	—	—	—	1	5,800	62,500 〔44,500〕	620	52,500	平 19.4.19 都 告 第 662 号	組合	六本木三丁目地区市街地再開発組合 解散認可 平 26.3.17 都告第 316 号 決算報告書承認 平 26.11.27	

市街地再開発事業(3)

都市計画区域域名	決定年月日 (変更) 告示番号	名称	位置	施行区域面積 (約 ha)	公共施設の配置 及び規模				街区数	建築敷地面積 (約 m ²)	延べ面積 〔容積対象面積〕 (約 m ²)	住宅建設の 目 標		事業認可 又は組合 設立年月日 ・告示番号	施行者	摘 要
					道 路	公園 緑地	下 水 道	そ の 他				戸 数 (約戸)	面 積 (約 m ²)			
東京	平 19.8.2 区 告 第 149 号	虎ノ門・六 本木地区 第一種市 街地再開 発事業	港区六本 木一丁目 及び虎ノ 門五丁目 各地内	2.0	区画街路 3 路線 約 470m	—	—	—	2	15,400 (C-①) 520 (C-②)	143,400 〔110,700〕 160 〔160〕	300	57,000	平 20.7.11 都 告 第 979 号	組合	虎ノ門・六本木地区市街地再開発組合 解散認可 平 25.6.6 都告第 855 号 決算報告書承認 平 26.3.11
	平 23.1.17 区 告 第 15 号	浜松町一 丁目地区 第一種市 街地再開 発事業	港区浜松 町一丁目 地内	0.7	区画道路 3 路線 約 225m	1	—	—	1	5,170	66,500 〔46,500〕	500	48,500	平 24.7.11 都 告 第 1151 号	組合	浜松町一丁目地区市街地再開発組合 解散認可 令 2.9.2 都告第 1146 号 決算報告書承認 令 2.12.16
	平 23.9.12 区 告 第 208 号	赤坂一丁 目地区第 一種市街 地再開 発事業	港区赤坂 一丁目地 内	2.5	区画街路 1 路線(放 射 1 号線) 区画道路 3 路線 約 230m 約 130m 約 30m	—	—	—	1	16,000	168,000 〔144,000〕	30	4,400	平 24.8.8 都 告 第 1243 号	組合	赤坂一丁目地区市街地再開発組合 解散認可 令元.10.18 都告第 605 号 決算報告書承認 令 2.11.11
	平 23.9.30 区 告 第 217 号	六本木三 丁目東地 区第一種 市街地再 開発事業	港区六本 木三丁目 地内	2.7	区画街路 1 路線(放 射 1 号線) 区画道路 3 路線 約 80m 約 190m 約 170m	—	—	—	2	1,800 (北街区) 17,400 (南街区)	2,500 〔1,800〕 197,700 〔167,000〕	220	27,000	平 24.3.23 都 告 第 502 号	組合	六本木三丁目東地区市街地再開発組合 解散認可 令 2.6.9 都告第 822 号 決算報告書承認 令 2.11.20
	平 25.6.17 区 告 第 123 号	赤坂九丁 目北地区 第一種市 街地再開 発事業	港区赤坂 九丁目地 内	0.8	歩行者専 用道路 1 路線 約 120m	1	—	1	1	4,670	44,700 〔29,400〕	330	24,700	平 25.12.27 都 告 第 1733 号	組合	赤坂九丁目北地区市街地再開発組合 解散認可 平 31.3.8 都告第 287 号 決算報告書承認 令 2.3.5
	平 25.7.4 区 告 第 140 号	白金一丁 目東部北 地区第一 種市街地 再開 発事業	港区白金 一丁目地 内	1.7	幹線街路 1 路線(放 射 1 号線) 地区幹線 道路 2 路線 約 100m 約 200m	1	—	1	1	11,110	133,700 〔91,100〕	1200	125,000	平 27.4.24 都 告 第 784 号	組合	白金一丁目東部北地区市街地再開発組合 解散認可 令 7.2.5 都告第 85 号 決算報告書承認 令 7.8.14
	平 26.10.3 区 告 第 296 号	田町駅前 東口地区 第一種市 街地再開 発事業	港区芝浦 三丁目地 内	0.3	交通広場 約 235 m ²	—	—	—	2	1,300 (i 街区) 1,000 (ii 街区)	3,800 〔3,300〕 90 〔90〕	3	380	平 27.9.9 都 告 第 1367 号	組合	田町駅前東口地区市街地再開発組合 解散認可 令元.5.20 都告第 41 号 決算報告書承認 令元.11.13
	平 27.7.8 区 告 第 172 号	虎ノ門一 丁目地区 第一種市 街地再開 発事業	港区虎ノ 門一丁目 地内	1.5	幹線街路 1 路線 (放射 21 号 線) 区画道路 3 路線 約 110m 約 19m 約 60m	1	—	—	2	10,100 (A-1 街区) 300 (A-2 街区)	175,000 〔146,000〕 600 〔600〕			平 28.1.6 都 告 第 13 号	組合	虎ノ門一丁目地区市街地再開発組合 国家戦略特別区域法 解散認可 令 3.6.23 都告第 866 号 決算報告書承認 令 3.10.18

市街地再開発事業(4)

都市計画区域名	決定年月日 (変更) 告示番号	名称	位置	施行区域面積 (約 ha)	公共施設の配置 及び規模				街区数	建築敷地面積 (約 m ²)	延べ面積 〔容積対象面積〕 (約 m ²)	住宅建設の 目 標		事業認可 又は組合 設立年月日 ・告示番号	施行者	摘 要
					道 路	公園 緑地	下 水道	そ の 他				戸 数 (約戸)	面 積 (約 m ²)			
東京	平 27.7.8 区 告 第 173 号	虎ノ門駅前地区第一種市街地再開発事業	港区虎ノ門一丁目地内	0.5	幹線街路2路線 (補助1号線、2号線) 区画道路2路線 約65m 約40m	—	—	—	1	2,800	45,800 〔38,300〕			平 28.4.13 都 告 第 824 号	組合	虎ノ門駅前地区市街地再開発組合 国家戦略特別区域法 解散認可 令 3.12.15 都告第 1476 号 決算報告書承認 令 4.5.11
	平 28.6.17 区 告 第 194 号	三田小山町西地区第一種市街地再開発事業	港区三田一丁目地内	2.5	幹線道路1路線 約80m 区画道路2路線 約100m 約90m	1	—	—	2	10,900 (北街区) 9,500 (南街区)	108,200 〔76,800〕 71,400 〔46,100〕	1300	107,200	令 2.9.10 都 告 第 1167 号	組合	三田小山町西地区市街地再開発組合
	平 29.1.24 区 告 第 25 号	浜松町二丁目地区第一種市街地再開発事業	港区浜松町二丁目地内	0.7	特別区道2路線 約100m 約70m	1	—	—	1	5,900	80,000 〔53,000〕	400	41,000	平 30.11.9 都 告 第 1538 号	組合	浜松町二丁目地区市街地再開発組合
	平 29.5.22 区 告 第 176 号	新橋田村町地区第一種市街地再開発事業	港区西新橋一丁目地内	1.2	幹線街路1路線 (放射21号線) 区画道路4路線 約160m 約35m 約60m 約170m	1	—	—	1	7,700	106,000 〔85,000〕			平 29.12.26 都 告 第 1850 号	組合	新橋田村町地区市街地再開発組合 解散認可 令 4.12.16 都告第 1584 号 決算報告書承認 令 5.8.28
	平 29.9.12 区 告 第 271 号	三田三・四丁目地区第一種市街地再開発事業	港区三田三丁目及び三田四丁目各地内	4.0	幹線街路3路線 (放射19号線、放射21号線、補助14号線)	2	—	—	3	19,300 (Ⅰ街区) 2,800 (Ⅱ街区) 8,100 (Ⅲ街区)	196,000 〔170,600〕 7,000 〔6,100〕 20,700 〔14,300〕	250	20,200	平 30.6.22 都 告 第 920 号	組合	三田三・四丁目地区市街地再開発組合 国家戦略特別区域法
	平 29.9.12 区 告 第 274 号	虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業	港区虎ノ門五丁目、麻布台一丁目及び六本木三丁目各地内	8.1	幹線街路3路線 (放射1号線、補助2号線、補助4号線) 区画道路4路線 約250m 約520m 約40m 約30m	2	—	1	7	24,110 (A街区) 9,650 (B-1街区) 16,470 (B-2街区) 4,770 (C-1街区) 6,260 (C-2街区) 890 (C-3街区) 1,690 (C-4街区)	449,000 〔361,000〕 170,000 〔116,700〕 155,500 〔103,700〕 11,100 〔9,500〕 28,400 〔22,200〕 1,800 〔1,700〕 3,300 〔3,300〕	1300	190,000	平 30.3.27 都 告 第 422 号	組合	虎ノ門・麻布台地区市街地再開発組合 国家戦略特別区域法
	平 29.11.30 区 告 第 345 号	泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業	港区高輪二丁目、芝浦四丁目及び港南二丁目各地内	1.3	幹線街路3路線 (放射19号線、補助332号線) 区画道路1路線 約40m	—	—	1	1	8,500	110,000 〔85,000〕	350		平 31.2.20 都 告 第 176 号	都	
	平 30.3.16 区 告 第 82 号	虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業	港区虎ノ門一丁目及び虎ノ門二丁目各地内	2.2	幹線街路1路線 (補助2号線) 区画道路7路線 約200m 約100m 約80m 約30m 約40m 約30m 約35m	1	—	—	3	9,900 (A-1街区) 2,500 (A-2街区) 1,600 (A-3街区)	237,000 〔197,100〕 8,800 〔7,300〕 7,900 〔6,400〕			平 30.11.14 都 告 第 1553 号	組合	虎ノ門一・二丁目地区市街地再開発組合 国家戦略特別区域法

市街地再開発事業(5)

都市計画区域名	決定年月日 (変更) 告示番号	名称	位置	施行区域面積 (約 ha)	公共施設の配置 及び規模				街区数	建築敷地面積 (約 m ²)	延べ面積 〔容積対象面積〕 (約 m ²)	住宅建設の 目 標		事業認可 又は組合 設立年月日 ・告示番号	施行者	摘 要
					道 路	公園 緑地	下 水 道	そ の 他				戸 数 (約戸)	面 積 (約 m ²)			
東京	平 30.7.2 区 告示 第 185 号	白金一丁目西部中地区第一種市街地再開発事業	港区白金一丁目及び三丁目各地内	1.6	区画道路 3路線 約150m 約130m 約110m	—	—	—	2	11,200 (A街区) 1,000 (B街区)	98,000 〔72,500〕 2,000 〔1,700〕	900	87,000	令 4.6.24 都 告示 第 969 号	組合	白金一丁目西部中地区市街地再開発組合
	平 31.4.19 区 告示 第 109 号	西麻布三丁目北東地区第一種市街地再開発事業	港区西麻布三丁目及び六本木六丁目各地内	1.6	幹線街路 2路線 (放射22号線、補助10号線) 区画道路 3路線 約16m 約9m 約14m	1	—	—	4	7,450 (A街区) 1,100 (B-1街区) 1,100 (B-2街区) 600 (B-3街区)	97,000 〔69,200〕 1,000 〔950〕 800 〔750〕 900 〔850〕			令 2.9.10 都 告示 第 1166 号	組合	西麻布三丁目北東地区市街地再開発組合
	令 2.12.17 区 告示 第 347 号	赤坂七丁目2番地区第一種市街地再開発事業	港区赤坂七丁目地内	1.2	区画道路 4路線 約110m 約105m 約150m 約55m	1	—	—	1	8,710	92,000 〔60,970〕			令 4.6.24 都 告示 第 971 号	組合	赤坂七丁目2番地区市街地再開発組合
	令 3.6.30 区 告示 第 178 号	虎ノ門一丁目東地区第一種市街地再開発事業	港区虎ノ門一丁目地内	1.1	幹線街路 2路線 (補助1号線、放射21号線) 区画道路 1路線 約100m	—	—	—	1	6,400	126,000 〔96,000〕			令 4.6.24 都 告示 第 970 号	組合	虎ノ門一丁目東地区市街地再開発組合 国家戦略特別区域法
	令 4.6.22 区 告示 第 207 号	愛宕地区第一種市街地再開発事業	港区愛宕一丁目地内	0.6	幹線街路 1路線 (放射21号線) 約120m 区画道路 1路線 約50m	—	—	—	2	2,900 (I街区) 790 (II街区)	55,000 〔37,700〕 950 〔850〕			令 5.1.20 国 告示 第 32 号	機構	独立行政法人都市再生機構
	令 4.10.12 区 告示 第 287 号	品川駅北周辺地区第一種市街地再開発事業	港区高輪二丁目地内	0.7	幹線街路 1路線 (放射19号線)	—	—	2	2	2,500 (北街区) 4,000 (南街区)	26,600 〔24,000〕 39,900 〔35,300〕				組合	
	令 4.12.5 区 告示 第 342 号	北青山三丁目地区第一種市街地再開発事業	港区北青山三丁目地内	2.9	幹線街路 1路線 (放射第4号線) 区画道路 2路線 約160m 約130m	—	—	—	2	20,300 (B-1街区) 1,100 (B-2街区)	180,000 〔156,000〕 2,000 〔1,500〕			令 5.8.9 国 告示 第 866 号	機構	独立行政法人都市再生機構
	令 4.12.5 区 告示 第 343 号	高輪三丁目品川駅前地区第一種市街地再開発事業	港区高輪三丁目地内	2.2	幹線街路 1路線 (放射第19号線) 地区内道路 (歩行者専用道路、アクセス車路)	—	—	—	2	16,000 (C-1街区) 580 (C-2街区)	194,000 〔158,000〕 170 〔160〕			令 6.2.20 都 告示 第 136 号	組合	高輪三丁目品川駅前地区市街地再開発組合 国家戦略特別区域法
	令 5.10.10 区 告示 第 348 号	三田五丁目西地区第一種市街地再開発事業	港区三田五丁目、白金一丁目及び高輪一丁目各地内	1.3	幹線街路 2路線 (放射1号線、補助13号線) 区画道路 3路線 約95m 約180m 約80m	1	—	—	1	7,800	75,000 〔49,700〕			令 7.7.11 都 告示 第 781 号	組合	三田五丁目西地区市街地再開発組合
	令 6.4.8 区 告示 第 171 号	六本木五丁目西地区第一種市街地再開発事業	港区六本木五丁目、六本木六丁目及び麻布十番一丁目各地内	9.2	幹線街路 3路線 (補助4号線、拡幅道路、環状3号線) 区画道路 3路線 約330m 約160m 約530m	—	—	—	6	38,600 (A-1街区) 680 (A-2街区) 1,000 (A-3街区) 14,400 (B街区) 11,300 (C街区) 4,900 (E街区)	794,500 〔649,300〕 1,000 〔810〕 1,400 〔1,400〕 239,100 〔149,900〕 16,900 〔16,900〕 29,200 〔18,700〕				組合	国家戦略特別区域法

特定街区

都市計画 区域名	決定年月日 告示番号	街 区 名 (建築物名称)	所 在 地 (地域・地区)	街区規模 (約 ha)	基準容積率 指定容積率 (%)	建築物の高さの 最高制限 (m)	変 更 年 月 日 告 示 番 号 変 更 内 容	摘 要
東 京	昭 42.5.6 建告第 1596 号	浜松町二丁目特定街区 (世界貿易センタービル)	港区浜松町二丁目 (商業・防火)	1.8	基 600 指 750	高層部 152.0 中層部 40.0 " 29.0 " 26.0 低層部 12.0 " 7.0	昭 49.3.11 都告第 262 号 (名称、高さの変更) 平 25.3.4 都告第 246 号 (廃止)	
	昭 45.12.22 都告第 1354 号	芝五丁目特定街区 (森永エンゼル・プラザ)	港区芝五丁目 (商業・防火・準工・ 準防火)	0.6	基 550 指 700	高層部 101.0 中層部 38.0 低層部 8.0	令 6.4.8 区告第 170 号 (廃止) (国家戦略特別区域法)	
	昭 47.3.4 都告第 238 号	三田一丁目特定街区 (三田国際ビル)	港区三田一丁目 (商業・防火・住居・準 防火・第一種文教)	2.0	基 400 指 490	高層部 123.0 " 115.0 低層部 6.0		
	昭 49.8.3 都告第 820 号	青山一丁目特定街区 (新青山ビル)	港区南青山一丁目 (商業・防火)	1.0 A0.9 B0.1	基 700 指 892 A 1019 B 0	高層部 101.0 低層部 7.0	昭 52.6.3 都告第 465 号 (容積率の表示の変更)	
	昭 50.8.15 都告第 831 号	西新橋一丁目特定街区 (物産ビル)	港区西新橋一丁目 (商業・防火)	0.4	基 800 指 1003 うち 28% 地冷	高層部 120.0		
	昭 52.3.11 都告第 169 号	芝浦一丁目特定街区 (港建物ビル)	港区芝浦一丁目 (準工・防火)	3.5	基 400 指 480 うち 17.3% 中水道等	高層部 168.0 中層部 40.0 低層部 13.0 " 11.0	平 30.3.16 都告第 384 号 (廃止) (国家戦略特別区域法)	
	昭 52.3.11 都告第 169 号	海岸一丁目特定街区 (東京ガスビル)	港区海岸一丁目 (準工・防火)	1.8	基 400 指 482 うち 7.5% 中水道等	高層部 135.0 中層部 27.0 " 15.0 低層部 11.0 " 7.0		
	昭 60.3.15 都告第 298 号	芝五丁目(その2) 特定街区 (日本電気)	港区芝五丁目 (商業・防火)	2.13	基 513 指 600	高層部 180.0 中層部 70.0 低層部 12.0 " 3.0		
	昭 63.1.14 都告第 30 号	芝浦一丁目(その2) 特定街区 (シーバンス)	港区芝浦一丁目 (準工・防火)	2.7	基 400 指 580	高層部 115.0 中層部 35.0 低層部 15.0 " 3.0		
	平 2.8.3 都告第 900 号	新幸橋特定街区 (第一ホテル・東電)	港区新橋一丁目及び 千代田区内幸町一丁 目 (商業・防火)	0.78 A0.32 B0.46	基 800 指 1000 A 1260 B 822	高層部 110.0 中層部 35.0 低層部 12.0 " 5.0 " 3.0		
平 2.8.3 都告第 901 号	芝四丁目特定街区 (日産自・日本生命)	港区芝四丁目 (商業・防火)	0.8	基 544 指 650	高層部 115.0 中層部 25.0 低層部 10.0 " 5.0 " 3.0			

高度利用地区(1)

都市計画 区域名	決定年月日 告示番号	地 区 名 (位置)	面 積 (約 ha)	容 積 率		建 蔽 率 の 最高限度 (%)	建 築 物 の 建築面積の 最低限度 (㎡)	変 更 年 月 日 告 示 番 号 変 更 内 容	摘 要
				最高限度 (%)	最低限度 (%)				
東 京	昭 54.11.10 都告第 1198 号	赤坂・六本木地区 (港区赤坂一丁目・六 本木一丁目)	4.3	800	300	70	300	平 6.4.19 区告第 31 号 六本木一丁目西地区第一種市街地再開 発事業の決定に伴い変更	壁面線(m) 1.0、2.0 3.0、4.0 6.0
			0.3	700	300	80	200		
			0.4	600	300	80	200		
			1.3	500	200	40	300		
			0.7	300	100	60	200		
計 8.8									
昭 63.6.16 区告第 54 号	田町駅前西口地区 (港区芝五丁目)	0.6	850	300	70	500		4.0、5.0 6.0	
		0.3	750	300	70	500			
平 7.4.28 区告第 45 号	六本木六丁目地区 (港区六本木六丁目)	0.7	700	300	80	200	平 13.7.6 区告第 108 号 六本木六丁目地区第一種市街地再開 事業の変更に伴い変更 平 14.6.28 区告第 105 号 六本木六丁目地区第一種市街地再開 事業の変更に伴い変更	2.0、4.0 6.0	
		0.2	500	200	80	200			
		0.5	400	200	80	200			
		0.6	400	200	60	200			
		9.0	300	100	60	200			
計 11.0									
平 13.7.6 区告第 108 号	三田小山町地区 (港区三田一丁目)	0.5	600	200	60	200	平 17.1.19 区告第 11 号 三田小山町東地区第一種市街地再開 事業の決定に伴い変更	3.0、4.0 5.0	
		1.5	600	200	40	200			
計 2.0									

高度利用地区(2)

都市計画 区域名	決定年月日 告示番号	地区名 (位置)	面積 (約 ha)	容積率		建蔽率の 最高限度 (%)	建築物の 建築面積の 最低限度 (㎡)	変更年月日 告示番号 変更内容	摘要
				最高限度 (%)	最低限度 (%)				
東京	平 14.4.26 区告第 75 号	赤坂四丁目薬研坂地区 (港区赤坂四丁目)	0.1	900	200	50	200		4.0
			0.1	700	200	50	200		
			0.6	600	200	50	200		
			0.1	450	200	30	200		
			0.1	300	200	60	200		
			1.1	650	200	40	200		
	計 2.1								
	平 18.3.31 区告第 64 号	六本木三丁目地区 (港区六本木三丁目)	0.5	1070	300	60	200		4.0
			0.4	550	300	40	200		
	計 0.9								
平 23.1.17 区告第 14 号	浜松町一丁目地区 (港区浜松町一丁目)	0.7	900	300	50	200		2.0、5.0	
平 28.6.17 区告第 193 号	三田小山町西地区 (港区三田一丁目)	0.3	700	200	60	200		4.0 4.0 4.5、3.0	
		1.0	700	200	40	200			
		1.2	500	200	40	200			
計 2.5									
平 29.1.24 区告第 24 号	浜松町二丁目地区 (港区浜松町二丁目)	0.7	900	200	60	200		4.0	
計 0.7									
平 29.5.22 区告第 175 号	新橋田村町地区 (港区西新橋一丁目)	1.2	1100	400	50	200		4.0	
計 1.2									
平 29.11.30 区告第 344 号	泉岳寺駅地区 (港区高輪二丁目・芝 浦四丁目・港南二丁 目)	1.3	1000	200	50	200		2.0	
計 1.3									
平 30.7.2 区告第 184 号	白金一丁目西部中地 区 (港区白金一丁目・三 丁目)	0.3	650	250	60	200		2.0、3.0、5.0 2.0、3.0、5.0 2.0、3.0	
		1.1	650	250	40	200			
		0.2	400	150	60	200			
		計 1.6							
令 2.12.17 区告第 346 号	赤坂七丁目 2 番地区 (港区赤坂七丁目)	1.2	700	200	40	200		3.0	
計 1.2									
令 5.10.10 区告第 349 号	三田五丁目西地区 (港区三田五丁目・白 金一丁目・高輪一丁 目)	0.4	750	170	60	200		3.0	
		0.9	600	140	40	200			
計 1.3									
計			36.2						

都市再生特別地区(1)

都市計画 区域名	地区名	位置	決定年月日 (変更) 告示番号	面積 (約 ha)	用途 地域	容積率 ／ 建蔽率 (%)	誘導 用途	容積率 H (%)	容積率 L (%)	建蔽率 H (%)	建築面積 L (㎡)	高さ H (m)	壁面 位置	備 考
東京	浜松町二丁目地区	港区浜松町二丁目地内	平 25.3.4 都告第 245 号	3.2	商 業	600/80 700/80	—	1120	400	80	500	200	○	国家戦略特別 区域法
			平 30.3.16 都告第 381 号 (変更)									55		
			令 3.11.15 都告第 1374 号 (変更)									35		
	虎ノ門二丁目地区	港区虎ノ門二丁目及び 赤坂一丁目 各地内	平 26.6.16 都告第 906 号	2.9	商 業	600/80 700/80	—	1000	400	80	400	200	○	
												180		
												100		
竹芝地区	港区海岸一丁目地内	平 27.3.27 都告第 498 号	2.4	準 工	400/60	—	(1100)	400	60	1000	210	○	()内は全体 国家戦略特別 区域法	
											45			
虎ノ門四丁目地区	港区虎ノ門四丁目地内	平 27.3.27 都告第 499 号	1.8	商 業	500/80 700/80	—	1000	400	80	500	180	○	国家戦略特別 区域法	
											20			
虎ノ門一丁目 3・17 地区	港区虎ノ門一丁目地内	平 27.7.8 都告第 1091 号	2.2	商 業	600/80 700/80 800/80	—	(1410)	400	80	5000	185	○	()内は全体 国家戦略特別 区域法	
											15			
											1000	20		
								1370	400		120			

都市再生特別地区(2)

都市計画 区域名	地区名	位置	決定年月日 (変更) 告示番号	面積 (約 ha)	用途 地域	容積率 ／ 建蔽率 (%)	誘導 用途	容積率 H (%)	容積率 L (%)	建蔽率 H (%)	建築 面積 (㎡)	高さ H (m)	壁面 位置	備考
東京	虎ノ門・麻 布台地区	港区虎ノ門 五丁目、麻 布台一丁目 及び六本木 三丁目各地 内	平 29.9.12 都告第 1382 号	8.1	商 業 住 住 二 中	600/80 500/80 300/60 400/80	—	(990) 1500 1210 670 200 360 200 200	400 100	80	1000 200	60 330 50 10 270 50 240 20 40 30 15	○	()内は全体 国家戦略特別 区域法
	芝浦一丁 目地区	港区芝浦一 丁目地内	平 30.3.16 都告第 380 号	4.7	準 工	400/60	—	1120	400	60	5000	235 50 30 20	○	国家戦略特別 区域法
	虎ノ門一・ 二丁目地区	港区虎ノ門 一丁目及び 虎ノ門二丁 目各地内	平 30.3.16 都告第 382 号	2.4	商 業	700/80 600/80	—	(1490) 1990 300 400 1300	400 100 100 400	80	5000 1000 500 1000	265 100 50 30 70 100	○	()内は全体 国家戦略特別 区域法
	赤坂二丁 目地区	港区赤坂一 丁目及び二 丁目各地内	平 30.6.21 都告第 899 号	2.0	商 業	700/80 400/80	—	1150	300	80	1000	210 45 20	○	国家戦略特別 区域法
	品川 駅 北 周辺地区	港区港南二 丁目、芝浦 四丁目、高 輪二丁目及 び三田三丁 目各地内	平 31.4.26 都告第 713 号	9.5	商 業 準 工	600/80 400/60	—	(930) 650 310 1350 1020	400 100 400 400	80	1000	173 50 45 167 50 164	○	()内は全体 国家戦略特別 区域法
			令 3.11.5 都告第 1350 号 (変更)					(910) 650 310 1170 1020				50 20		
	虎ノ門一丁 目東地区	港区虎ノ門 一丁目地内	令 3.6.30 都告第 885 号	1.1	商 業	700/80 800/80	—	1500	400	80	3000	180 55 15	○	国家戦略特別 区域法
	赤坂二・六 丁目地区	港区赤坂二 丁目及び六 丁目各地内	令 3.11.15 都告第 1375 号	1.7	商 業	500/80 600/80	—	(1200) 1590 580	400	80	1000	230 40 110 50	○	()内は全体 国家戦略特別 区域法
	品川 駅 街 区地区	港区高輪三 丁目及び港 南二丁目各 地内	令 6.4.8 都告第 532 号	3.3	商 業 準 工	600/80 400/60	—	(980) 1000 1000 500	400 400 400	80	1000	150 50 150 90 50 50	○	()内は全体 国家戦略特別 区域法
	田町 駅 西 口 駅 前 地 区	港区芝五丁 目地内	令 6.4.8 都告第 533 号	0.8	商 業	700/80	—	1300	300	80	500	125 30	○	国家戦略特別 区域法
六本木五 丁目西地 区	港区六本木 五丁目、六 本木六丁目 及び麻布十 番一丁目各 地内	令 6.4.8 都告第 534 号	10.1	商 業 近 商 二 住 住 中	700/80 500/80 400/80 300/60	—	(1070) 1690 120 140 1050 150 100 390	400 100 400 100 40 100	80 60 70 80	5000 400 500 1000	327 60 15 20 20 288 65 35 35 35	○	()内は全体 国家戦略特別 区域法	
田町 駅 東口地区	港区芝浦 三丁目地内	令 7.12.22 都告第 1147 号	2.7	商 業 準 工	500/80 400/60	—	1150	400	80	500	180 45	○	国家戦略特別 区域法	

地区計画(1)

地区名	位置	計画決定 (変更) 年月日 告示番号	面積 (約 ha)	用途 地域	容積率 / 建蔽率 (%)	地区施設		建築物等							土地の 利用の 制限	基準法 による 条例	備考	
						① 道路	② ※公園 広場	③ 用途	④ 容積率 HL (%)	⑤ 建蔽率 H (%)	⑥ 敷地面積 L (㎡)	⑦ 建築面積 (㎡)	⑧ 壁面位置	⑨ 高さ (m)				⑩ 形態意匠
新橋一丁目地区	港区新橋一丁目地内	平 2.8.7 区 告 第 85 号	3.5 (0.8)	商業	800/80	○1	○0 0 0 9					○						
汐留西地区	港区東新橋二丁目及び浜松町一丁目各地内	平 10.12.24 区 告 第 172 号	5.5 (5.5)	商業	700/80	○13	○1 0 0 0	●	●H 700 600	●100	●	●65 60 40 30	○				●	街並み誘導型
		平 11.12.1 区 告 第 139 号 (変更)	↓ 5.5 (5.5)			○13	○1 0 0 0	●	●H 同上	●同上	●	●同上	○				●	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴う変更及び土地地区画整理事業の事業計画との整合に伴う変更
三田小山町地区	港区三田一丁目地内	平 13.7.6 区 告 第 110 号	4.3 (1.1)	近 商 二 住 一 中	400/80 400/60 300/60	○4	○0 0 0 6	○				○						
		平 17.1.19 区 告 第 7 号 (変更)	↓ 4.3 (2.1)			○5	○1 0 0 14	○		○150	○		○					三田小山町東地区第一種市街地再開発事業の決定に伴う変更
		平 28.6.17 区 告 第 192 号 (変更)	↓ 4.8 (4.7)	○5	○2 0 0 25	○		○同上	○		○165 125	○					三田小山町西地区第一種市街地再開発事業の決定に伴う変更	
赤坂四丁目薬研坂地区	港区赤坂四丁目及び赤坂七丁目各地内	平 14.4.26 区 告 第 72 号	2.1 (2.1)	商業 二 住 一 住	400/80 500/80 700/80 400/60 300/60	○5	○0 0 0 6	○	○L 200	○500	○		○					
		令 5.3.8 区 告 第 68 号 (変更)	↓ 2.1 (2.1)			○5	○0 0 0 6	○	○L 同上	○同上	○			○				
六本木三丁目地区	港区六本木三丁目地内	平 18.3.31 区 告 第 61 号	0.9 (0.9)	商業 二 住	700/80 300/60	○4	○0 0 0 2	○	○L 300	○500	○		○					
南麻布四丁目地区	港区南麻布三丁目、四丁目及び五丁目各地内	平 19.4.6 区 告 第 82 号	3.3 (3.3)	一 住 一 中	300/60 200/60 300/60	○3		○		○500	○	○30	○					
港南四丁目地区	港区港南三丁目及び四丁目各地内	平 19.8.22 区 告 第 164 号	5.1 (5.1)	一 住	400/60	○1	○0 0 0 1	○			○		○					
浜松町一丁目地区	港区浜松町一丁目地内	平 23.1.17 区 告 第 13 号	0.7 (0.7)	商業	600/80	○3	○1 0 0 2	○			○		○					
港南一丁目地区	港区港南一丁目地内	平 23.10.7 区 告 第 229 号	22.5 (5.0)	準 工	400/60		○0 0 0 3	○			○		○					
		平 30.12.21 区 告 第 328 号 (変更)	↓ 22.5 (5.0)				○0 0 0 3	○		○		○						環状第 4 号線の都市計画変更に伴う変更

地区計画(2)

地区名	位置	計画決定 (変更) 年月日 告示番号	面積 (約ha)	用途 地域	容積率 / 建蔽率 (%)	地区施設		建築物等							土地の 利用の 制限	基 準 法 に よ る 条 例	備 考	
						① 道 路	② ※公 園 広 場	③ 用 途	④ 容 積 率 H (%)	⑤ 建 蔽 率 H (%)	⑥ 敷 地 面 積 L (㎡)	⑦ 建 築 面 積 (㎡)	⑧ 壁 面 位 置	⑨ 高 さ (m)				⑩ 形 態 意 匠
浜松町駅西口 地区	港区浜松町 二丁目地内	平 25.3.4 区 告 第 38 号	3.9 (3.2)	商 業	600/80 700/80		○0 0 0 12	●				●		○			●	
		平 29.1.24 区 告 第 23 号 (変 更)	↓ 3.9 (3.9)				○1 0 0 15	●			●		○			●	浜松町二丁目地 区市街地再開発 事業の決定に伴 う変更	
	港区浜松町 二丁目及び 海岸一丁目 各地内	平 30.3.7 区 告 第 69 号 (変 更)	5.5 (5.5)	商 業 準 工	600/80 700/80 200/60	○2	○1 0 0 16	●				●	○30	○			●	浜松町駅の区域追 加に伴う変更
		令 3.11.15 区 告 第 305 号 (変 更)	↓ 5.5 (5.5)			○2	○1 0 0 16	●			●	○同上	○			●	主要用途の変更 に伴う変更 国家戦略特別区域 法	
虎ノ門二丁目地 区	港区虎ノ門 二丁目及び 赤坂一丁目 各地内	平 26.6.16 区 告 第 183 号	3.7 (2.9)	商 業	600/80 700/80	○2	○0 0 0 8	●				●		○			●	
竹芝地区	港区海岸一 丁目地内	平 27.3.27 区 告 第 81 号	2.4 (2.4)	準 工	400/60		○0 0 0 12	●				●		○			●	国家戦略特別区域 法
		令 5.3.8 区 告 第 70 号 (変 更)	↓ 2.4 (2.4)				○0 0 0 12	●			●		○			●	風俗営業等の規制 及び業務の適正 化等に関する法律 の改正に伴う建築 物等の用途の制限 の変更	
西新橋一丁目 北地区	港区西新橋 一丁目地内	平 29.5.22 区 告 第 174 号	4.2 (1.9)	商 業	800/80	○3	○0 1 0 11	○				○		○				
泉岳寺駅地区	港区高輪一 丁目、芝浦 四丁目及び 港南二丁目 各地内	平 29.11.30 区 告 第 343 号	1.3 (1.3)	商 業	600/80	○1	○0 0 0 5	○		○500		○		○				
芝浦一丁目地 区	港区芝浦一 丁目及び海 岸二丁目各 地内	平 30.3.16 区 告 第 80 号	4.9 (4.9)	準 工	400/60	○2	○1 0 0 7	●				●		○			●	国家戦略特別区域 法
赤坂二丁目地 区	港区赤坂一 丁目及び二 丁目各地内	平 30.6.21 区 告 第 179 号	2.0 (2.0)	商 業	400/80 700/80	○2	○0 2 1 6	●				●		○			●	国家戦略特別区域 法
白金一丁目西 部中地区	港区白金一 丁目及び三 丁目各地内	平 30.7.2 区 告 第 183 号	1.6 (1.6)	近 商 準 工	400/80 400/60	○3	○0 0 1 4	○				○	○140 20	○				
赤坂七丁目北 地区	港区赤坂七 丁目地内	令 2.12.17 区 告 第 345 号	1.3 (1.3)	商 業 二 住	700/80 400/60	○4	○0 0 2 7	○				○	○160 30	○				
赤坂二・六丁目 地区	港区赤坂二 丁目及び六 丁目各地内	令 3.11.15 区 告 第 306 号	1.7 (1.7)	商 業	500/80 600/80	○3	○0 0 5 4	●				●		○			●	国家戦略特別区域 法
三田五丁目西 地区	港区三田五 丁目、白金 一丁目及び 高輪一丁目 各地内	令 5.10.10 区 告 第 347 号	1.3 (1.3)	商 業 準 工	500/80 400/60	○3	○1 0 0 4	○		○2000		○	○160 40	○				
田町駅西口駅 前地区	港区芝五丁 目地内	令 6.4.8 区 告 第 169 号	1.9 (1.9)	商 業	700/80	○1	○0 0 0 11	●				●		○			●	国家戦略特別区域 法
環状第四号線 沿道高輪地区	港区高輪 三丁目地内	令 6.10.10 区 告 第 371 号	2.9 (2.9)	商 業 近 商 二 住 一 中	600/80 400/80 300/60 300/60	○4	○0 1 0 2	●		●60 100		●		○			●	

()内は、地区整備計画区域面積 ○：都市計画に定められた項目 ●：都市計画及び建築条例(建築基準法による)に定められた項目
 ※上段：公園 2段目：緑地 3段目：広場 下段：その他の公共空地の各箇所数 Hは最高値 Lは最低値

再開発等促進区を定める地区計画(1)

地区名	位置	計画決定 (変更) 年月日 告示番号	面積 (約 ha)	用途 地域	容積率 / 建蔽率 (%)	1号施設		地区施設		建築物等								基準法による 条例	備考			
						道路	※公園 広場	道路	※公園 広場	用途	容積率 HL (%)	建蔽率 H (%)	敷地面積 L (㎡)	建築面積 L (㎡)	壁面位置	高さ HL (m)	形態 意匠			垣・柵	土地の 利用の 制限	
臨海副都心台場地区	港区台場一丁目、台場二丁目及び品川区東八潮各地内	平3.1.30 都告第89号	71 (6.4)	商業 準工 住居	600/80 200/60 200/60	○9		○1	●	○H 430 750		● 0.9 2.3 (ha)		●	●H 110 120	○		●	1区域K街区 3区域G街区 の決定			
		平4.7.13 都告第846号 (変更)	71 (27.1)			○9		○1	●	○H 430 750 ●H 300 580		● 0.9 1.3 1.4 1.7 2.3 (ha)		●	●H 40 62 110 120	○		●	2区域B、C、 D及び3区域 E、F街区の 追加			
		平5.2.1 都告第102号 (変更)	71 (29.5)			○9		○1	●	○H 同上 ●H 同上		● 0.5 0.9 1.3 1.4 1.7 2.3 (ha)		●	●H 40 60 62 110 120	○		●	3区域G-2 及びG-3街 区追加			
		平5.4.6 都告第459号 (変更)	71 (35.3)			○9		○1	●	○H 同上 ●H 同上		● 同上		●	●H 同上	○		●	2区域A・L 街区 3区域G-1 街区追加			
		平5.7.16 都告第796号 (変更)	71 (36.7)			○9		○1	●	○H 430 750 ●H 150 300 580		● 0.5 0.8 0.9 1.3 1.4 1.7 2.3 (ha)		●	●H 40 50 60 62 110 120 122	○		●	1区域J街区 追加			
		平8.8.2 都告第913号 (変更)	71 (38.4)			○9	商業 一住	600/80 200/60 200/60	○9		○1	●	○H 430 570 750 ●H 150 300 580		● 同上		●	●H 同上	○		●	1区域I街区 追加 2区域B・C 街区の変更
		平11.2.26 都告第187号 (変更)	71 (38.4)			○9		○1	●	○H 同上 ●H 同上		● 同上		●	●H 同上	○		●		●	名称変更 3区域G-2 街区の変更	
		平11.12.1 都告第1320号 (変更)	71 (38.4)			○9		○1	●	○H 同上 ●H 同上		● 同上		●	●H 同上	○		●		●	風営適正化法 の改正に伴う 建築物等の用 途の制限の変 更	
		平16.1.20 都告第53号 (変更)	71 (40.3)			○9	商業 準工 一住 平16.6.24変更 商業 準工 一住	300/80 600/80 200/60 400/60 300/80 600/80 200/60 200/60 400/60	○9		○1	●	○H 300 430 570 750 ●H 150 580		● 同上		●	●H 40 50 60 62 110 115 120 122	○		●	H街区追加 B・C街区の 変更

再開発等促進区を定める地区計画(2)

地区名	位置	計画決定(変更)年月日告示番号	面積(約ha)	用途地域	容積率/建蔽率(%)	1号施設		地区施設		建築物等								備考	
						道路	※公園広場	道路	※公園広場	用途	容積率HL(%)	建蔽率H(%)	敷地面積L(m ²)	建築面積L(m ²)	壁面位置	高さHL(m)	形態意匠		垣・柵
田町駅東口地区	港区芝浦三丁目及び芝浦四丁目各 各地内	平4.6.1都告第659号	5.7(2.3)	商業 準工	500/80 400/60	○1		○0 1 0 1	●	○H 850	● 60			●	●H 150	○	●	●	
		平5.7.16都告第795号(変更)	5.7(2.3)			○1		○0 1 0 1	●	○H 同上	● 同上		●	●H 同上	○	●	●		法改正に伴う備考欄の追加
		平9.4.4都告第459号(変更)	5.7(2.3)			○1		○0 1 0 1	●	○H 同上	● 同上		●	●H 同上	○	●	●		新用途地域の決定に伴う表記上の整合を図るために変更
		令5.3.8都告第199号(変更)	5.7(2.3)			○1		○0 1 0 1	●	○H 同上	● 同上		●	●H 同上	○	●	●		建築基準法の改正に伴う建築物等の用途の制限の変更
田町駅東口地区	港区芝浦三丁目、芝浦四丁目及び芝五丁目各 各地内	令7.12.22都告第1145号(変更)	6.4(6.4)	商業 準工	400/80 500/80 700/80 400/60	○1		○0 0 0 21	●	○H 850 890	● 60 80			●	●H 150 100	○	●	●	国家戦略特別区域法 A街区の地区整備計画変更並びにB街区、C街区及びD街区の地区整備計画の追加に伴う変更
品川駅東口地区	港区港南一丁目、港南二丁目及び品川区北品川一丁目各 各地内	平4.6.1都告第660号	16(4.3)	商業 準工	600/80 400/60			○3 0 0 2	●	○H 910				●		○	●	●	
		平5.7.16都告第794号(変更)	16(4.3)					○3 0 0 2	●	○H 同上			●		○	●	●		法改正に伴う備考欄の追加
		平7.4.28都告第550号(変更)	14.8(4.3)					○3 0 0 2	●	○H 同上			●		○	●	●		新幹線品川新駅計画との整合を図るために変更
		平9.4.4都告第460号(変更)	14.8(4.3)					○3 0 0 2	●	○H 同上			●		○	●	●		新用途地域の決定に伴う表記上の整合を図るために変更
		平11.2.26都告第189号(変更)	14.8(11.1)					○3 0 0 2	●	○H 910 950			●		○	●	●		B-1地区の追加
		平11.12.1都告第1319号(変更)	14.9(13.3)					○3 0 0 2	●	○H 680 900 910 950			●		○	●	●		A-2地区 B-3地区の追加
		平12.6.26都告第837号(変更)	16.2(15.2)					○3 0 0 2	●	○H 同上			●		○	●	●		B-2地区の追加
		平13.7.2都告第875号(変更)	16.2(16.2)			平16.6.24変更 商業 準工	600/80 700/80 400/60	○3 0 0 2	●	○H 680 780 900 910 950			●		○	●	●		B-4地区の追加
		令5.3.8都告第199号(変更)	16.2(16.2)						○3 0 0 2	●	○H 同上			●		○	●	●	

再開発等促進区を定める地区計画(3)

地区名	位置	計画決定(変更)年月日告示番号	面積(約ha)	用途地域	容積率/建蔽率(%)	1号施設		地区施設		建築物等								備考											
						道路	※公園広場	道路	※公園広場	用途	容積率HL(%)	建蔽率H(%)	敷地面積L(m ²)	建築面積L(m ²)	壁面位置	高さHL(m)	形態意匠		垣・柵	土地の利用の制限	基準法による条例								
汐留地区	港区東新橋一丁目、東新橋二丁目及び海岸一丁目各地内	平4.8.19都第967号	30.9(-)	商業 準工	600/80 700/80 800/80 400/60	○0																							
		平7.2.10都第133号(変更)	30.9(-)			○0																		補助線街路第4号線の交通広場の決定に合わせ、整合をとるために変更					
		平8.8.2都第912号(変更)	30.9(8.6)			○0			●			●	5000			○								●	A、B、C街区第1次整備計画決定				
		平9.4.4都第461号(変更)	30.9(8.6)	商業 準工	600/80 800/80 400/60	○0				●														●	都市計画道路の変更に伴う主要な公共施設の配置変更				
		平10.12.24都第1253号(変更)	25.1(14.0)			○0	○1	○1	●	○H 600 1200 ●L 800		●	同上		●	●H 170 193 219 221	○								●	A、B、C街区の第2次整備計画決定D南、H、公園街区の整備計画決定			
		平11.8.27都第988号(変更)	25.1(23.1)			商業 準工 一住	○0	○1	○1	●	○H 600 700 840 1200 ●L 800		●	5000 3000		●	●H 140 170 193 219 221	○								●	D北3街区の整備計画決定D北1、D北2、E、I街区第1次整備計画決定		
		平12.3.17都第298号(変更)	25.1(23.1)			○0	○1	○1	●	○H 600 700 840 900 1200 ●L 800		●	同上		●	●H 140 170 180 193 219 221	○									●	E街区第2次整備計画決定		
		平13.7.2都第874号(変更)	25.1(23.1)			○0	○1	○1	●	○H 同上 ●L 同上		●	同上		●	●H 同上	○										●	D北2街区第2次整備計画の決定	
		平14.2.6都第120号(変更)	25.1(23.1)			○0	○1	○1	●	○H 同上 ●L 同上		●	同上		●	●H 140 170 180 184 193 219 221	○										●	D北1、D北2街区の変更	
		平14.9.27都第1133号(変更)	25.1(23.1)			○0	○1	○1	●	○H 同上 ●L 同上		●	同上		●	●H 同上	○											●	I街区の分割に伴う変更
		平16.3.1都第225号(変更)	25.1(23.1)			○0	○1	○1	●	○H 同上 ●L 同上		●	同上		●	●H 130 140 170 180 184 193 219 221	○										●	I街区の変更	
		平17.1.19都第33号(変更)	25.1(23.1)			○0	○1	○1	●	○H 600 840 900 1200 ●L 800		●	同上		●	●H 同上	○											●	I-2街区区域の変更
		令5.3.8都第199号(変更)	25.1(23.1)			○0	○1	○1	●	○H 同上 ●L 同上		●	同上		●	●H 同上	○											●	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴う建築物等の用途の制限の変更

再開発等促進区を定める地区計画(4)

地区名	位置	計画決定(変更)年月日告示番号	面積(約ha)	用途地域	容積率/建蔽率(%)	1号施設		地区施設		建築物等								土地の利用の制限	基準法による条例	備考
						道路	※公園広場	道路	※公園広場	用途	容積率HL(%)	建蔽率H(%)	敷地面積L(m ²)	建築面積L(m ²)	壁面位置	高さHL(m)	形態意匠			
永田町二丁目地区	千代田区永田町二丁目及び港区赤坂二丁目各当地内	平5.4.6都告第452号	5.9(5.9)	商業	500/80 700/80	○1	○0 0 3	○1		●	○H 300 910 1300	● 50 70	● 1.0 ○ 0.5 (ha)		●		○		●	
		平11.12.1都告第1320号(変更)	5.9(5.9)			○1	○0 0 3	○1		●	○H 同上	● 同上 ○ 同上	● 同上 ○ 同上		●		○		●	風営適正化法の改正に伴う建築物等の用途の制限の変更
		平17.3.11都告第333号(変更)	5.9(5.9)			○1	○0 0 3	○1		●	○H 同上	● 同上 ○ 同上	● 同上 ○ 同上		○H 130		○		●	C地区の施設計画の具体化に伴う変更
六本木一丁目西地区	港区赤坂一丁目、六本木一丁目及び六本木三丁目各当地内	平6.4.19都告第501号	7.3(6.7)	商業 住居二専	600/80 700/80 300/60 300/60	○4	○0 0 2	○1	○0 0 9	●	●H 60 ○H 540 700 780 1000			●			○		●	
		平11.12.1都告第1320号(変更)	7.3(6.7)			○4	○0 0 2	○1	○0 0 9	●	●H 同上 ○H 同上			●			○		●	風営適正化法の改正に伴う建築物等の用途の制限の変更
		平18.1.23都告第48号(変更)	7.3(6.7)			○4	○0 0 2	○1	○0 0 11	●	●H 60 ○H 540 700 860 1000 ○L 350	● 50	● 200	●			○		●	地区分割に伴う変更
		平22.6.21都告第908号(変更)	7.3(6.7)			○4	○0 0 2	○1	○0 0 12	●	●H 60 ○H 540 700 860 1000 ○L 350	● 同上	● 同上	●			○		●	B-1地区の整備計画変更に伴う変更
六本木六丁目地区	港区六本木六丁目及び元麻布三丁目各当地内	平7.4.28都告第547号	12.7(12.1)	商業 近商住居 二専	500/80 700/80 400/80 300/60 400/60 300/60	○2	○1 0 3	○5	○0 0 4	●	●H 330 ○H 400 520 530 840			●			○		●	
		平11.12.1都告第1320号(変更)	12.7(12.1)			○2	○1 0 3	○5	○0 0 4	●	●H 同上 ○H 同上			●			○		●	風営適正化法の改正に伴う建築物等の用途の制限の変更
		平12.6.26都告第838号(変更)	12.7(12.1)			○2	○1 0 3	○5	○0 0 5	●	●H 50 110 180 330 ○H 400 520 630 840			●			○		●	街区の変更
		平13.7.6都告第898号(変更)	12.7(12.1)			○2	○1 0 4	○5	○0 0 5	●	●H 同上 ○H 同上			●			○		●	立体広場の整備街区形状の整形化
		平14.6.28都告第849号(変更)	12.7(12.3)			○2	○1 0 4	○5	○0 0 5	●	●H 50 110 180 330 380 ○H 400 520 630 840			●			○		●	I街区の新規追加に伴う変更

再開発等促進区を定める地区計画(5)

地区名	位置	計画決定 (変更) 年月日 告示番号	面積 (約 ha)	用途 地域	容積率 / 建蔽率 (%)	1号施設		地区施設		建築物等							土地の 利用の 制限	基準法 による 条例	備考			
						道 路	※公 園 広 場	道 路	※公 園 広 場	用 途	容 積 率 H L (%)	建 蔽 率 H (%)	敷 地 面 積 L (㎡)	建 築 面 積 L (㎡)	壁 面 位 置	高 さ H L (m)				形 態 意 匠	垣 ・ 柵	
芝三丁目東地区	港区芝三丁目及び芝五丁目各地内	平 9.7.11 都 告 第 790 号	2.4 (2.4)	商業 近商	500/80 600/80 400/80		○0 0 0 1		○0 0 0 6	●	○H 600 700				●	●H 90 100	○				●	
		平 11.12.1 都 告 第 1320 号 (変更)	2.4 (2.4)			○0 0 0 1		○0 0 0 6	●	○H 同上				●	●H 同上	○						●
愛宕地区	港区愛宕一丁目、愛宕二丁目及び虎ノ門三丁目各地内	平 10.2.3 都 告 第 71 号	6.6 (4.5)	商業 二住 一住	600/80 400/60 200/60		○0 0 1 0		○0 0 0 3	●	○H 760 960				●	●H 165 190	○				●	
		平 11.12.1 都 告 第 1320 号 (変更)	6.6 (4.5)		平 16.6.24 変更 商業	500/80 600/80 700/80		○0 0 1 0		○0 0 0 3	●	○H 同上				●	●H 同上	○				●
		平 27.9.18 都 告 第 1418 号 (変更)	7.7 (5.2)	二住 一住	400/60 200/60		○0 0 2 0		○0 0 0 6	●	○760 960 1200		●5000		●	●H 165 190 220	○				●	国家戦略特別区域法
		令 4.3.10 都 告 第 282 号 (変更)	7.7 (7.3)				○0 0 2 0		○0 2 2 6	●	○H 150 580 760 960 1200 1300 ○L 50 500	○80	●5000 ○200 1000 2000	○100 1000	●	●H 165 190 220 ○H 11 15 50 160	○				●	E・F・G・H 地区の地区整備計画追加に伴う変更
白金一丁目東地区	港区白金一丁目地内	平 10.10.7 都 告 第 1024 号	2.9 (2.9)	商業 準工	500/80 400/60	○3	○1 0 2 0	○2	○0 0 0 4	●	○H 400 550 810 ●L 270 140	●60		●200	●	●H 60	○				●	
		平 11.12.1 都 告 第 1320 号 (変更)	2.9 (2.9)			○3	○1 0 2 0	○2	○0 0 0 4	●	○H 同上 ●L 同上	●同上		●同上	●	●H 同上	○				●	風営適正化法の改正に伴う建築物等の用途の制限の変更

再開発等促進区を定める地区計画(6)

地区名	位置	計画決定(変更)年月日告示番号	面積(約ha)	用途地域	容積率/建蔽率(%)	1号施設		地区施設		建築物等							土地の利用の制限	基準法による条例	備考		
						道路	※公園広場	道路	※公園広場	用途	容積率HL(%)	建蔽率H(%)	敷地面積L(m ²)	建築面積L(m ²)	壁面位置	高さHL(m)				形態意匠	垣・柵
環状第二号線新橋・虎ノ門地区	港区新橋三丁目、新橋四丁目、西新橋二丁目、虎ノ門一丁目、虎ノ門二丁目、虎ノ門三丁目及び愛宕一丁目各区内	平10.12.24都第1256号	8.5(7.5)	商業	600/80 700/80	○1	○0 0 1 0	○1	○0 0 2 0	●	●H 200 ○H 940 ●L 70 350	●60 80	●5000	●200	●	●H 一部 20	○	●	立体道路制度		
		平11.12.1都第1320号(変更)	↓			8.5(7.5)	○1	○0 0 1 0	○1	○0 0 2 0	●	●H 同上 ○H 同上 ●L 同上	●同上	●同上	●同上	●	●H 一部 20	○	●	風営適正化法の改正に伴う建築物等の用途の制限の変更	
		平12.6.26都第839号(変更)	↓			8.8(8.0)	○1	○0 0 1 0	○2	○0 0 2 1	●	●H 340 530 ○H 940 ●L 70 627	●同上	●同上	●同上	●		○	●	地区区分の変更に伴う変更	
		平18.1.23都第51号(変更)	↓			8.8(8.0)	○1	○0 0 1 0	○2	○0 0 2 2	●	●H 500 530 ○H 930 ●L 70 627								●	I街区の整備計画変更に伴う変更
		平20.6.20都第899号(変更)	↓			8.8(8.0)	○1	○0 0 1 0	○2	○0 0 1 4	●	●H 500 530 ○H 1150 ●L 70 700								●	III街区の整備計画変更に伴う変更
		平27.2.20都第198号(変更)	↓			13.8(13.5)	○1	○0 0 1 0	○2	○0 0 1 5	●	●H 500 530 ○H 1150 800 ●L 70 700	●同上	●5000 250	●同上	●	●H 80	○	●	●	区域拡大(IV～IX街区)に伴う変更
		平27.6.15都第975号(変更)	↓			13.8(13.5)	○1	○0 0 1 1	○2	○0 0 2 7	●	●H 500 530 ○H 1150 1000 800 ●L 70 700	●同上	●5000 250 1000	●同上	●	●H 同上	○	●	●	V-1 街区の地区整備計画の変更、主要な公共施設、地区施設の追加に伴う変更
		平27.12.17都第1808号(変更)	↓			13.8(13.5)	○1	○0 0 1 1	○2	○0 0 2 9	●	●H 同上 ○H 同上 ●L 同上	●同上	●5000 250 500 1000	●同上	●	●H 同上	○	●	●	VII-2 街区の地区整備計画の変更、地区施設の追加に伴う変更
		平30.3.7都第288号(変更)	↓			13.8(13.5)	○1	○0 0 1 1	○2	○0 0 2 10	●	●H 500 530 ○H 1150 1000 800 900 ●L 70 700	●同上	●同上	●同上	●	●H 同上	○	●	●	IX-1 街区の地区整備計画の変更、主要な公共施設の変更、地区施設の追加に伴う変更
		令元.6.17都第132号(変更)	↓			13.8(13.5)	○1	○0 0 1 1	○2	○0 0 3 11	●	●H 同上 ○H 同上 ●L 同上	●同上	●同上	●同上	●	●H 同上	○	●	●	V-2 街区の地区整備計画の変更、主要な公共施設の変更、地区施設の追加に伴う変更
令5.3.8都第199号(変更)	↓	13.8(13.5)	○1	○0 0 1 1	○2	○0 0 3 11	●	●H 同上 ○H 同上 ●L 同上	●同上	●同上	●同上	●	●H 同上	○	●	●	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴う建築物等の用途の制限の変更				

再開発等促進区を定める地区計画(7)

地区名	位置	計画決定(変更)年月日告示番号	面積(約ha)	用途地域	容積率/建蔽率(%)	1号施設		地区施設		建築物等							土地の利用の制限	基準法による条例	備考					
						道路	※公園広場	道路	※公園広場	用途	容積率HL(%)	建蔽率H(%)	敷地面積L(m ²)	建築面積L(m ²)	壁面位置	高さHL(m)				形態意匠	垣・柵			
赤坂九丁目地区	港区赤坂六丁目、赤坂九丁目及び六本木四丁目各地下	平13.4.26都告第621号	10.1(8.5)	商業二住	500/80 300/60	○1	○0 0 0 3			○					○			●						
		平15.3.31都告第381号(変更)	10.1(10.1)				○1	○0 0 0 3	○0 0 0 2	●	○H 670				●			●	街区の変更					
		平16.11.15都告第1589号(変更)	10.2(10.2)				○1	○0 0 0 7	○0 0 0 2	●	○H 同上				●			●	区域の変更					
		平25.6.17都告第893号(変更)	10.9(10.9)	商業二住	500/80 200/60 300/60 400/60 300/60	○1	○0 0 0 11	○0 0 0 2	●	○H 630 670 ●L 300	●	●	●	●	●				●	C区域の追加				
		令5.3.8都告第199号(変更)	10.9(10.9)	商業二住 二中	令5.4.28変更 400/80 700/80 200/60 400/60 300/60	○1	○0 0 0 11	○0 0 0 2	●	○H 同上 ●L 同上	●	●	●	●	●				●	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴う建築物等の用途の制限の変更				
六本木・虎ノ門地区	港区六本木一丁目、六本木三丁目虎ノ門五丁目及び麻布台一丁目各地下	平元.7.5区告第76号	10.5(10.5)	商業 住居二専	500/80 700/80 400/60 300/60			○6	○0 0 1 1	○							○	緑地の保存						
		平5.7.16区告第60号(変更)	10.5(10.5)						○6	○0 0 0 11	○							○	緑地の保存	法改正に伴う備考欄の追加				
		平9.4.4区告第47号(変更)	10.5(10.5)	商業 二住	500/80 600/80 700/80 400/60			○6	○0 0 0 11	○								○	緑地の保存	新用途地域の決定に伴う表記上の整合を図るために変更				
赤坂一丁目地区	港区赤坂一丁目地内	平19.8.2区告第148号(変更)	11.6(11.6)	商業 二住 二中	500/80 600/80 700/80 300/60 400/60 300/60		○0 0 0 2	○8	○0 0 0 18	●	●H 50 370 ○H 720 ●L 240 10	●	●	●	●	●H 210 5 60		○	○	緑地の保存	●	虎ノ門・六本木地区第一種市街地再開発事業の決定に伴う再開発等促進区(C街区)の追加		
		令6.12.16都告第1230号(変更)	11.7(11.7)				○3	○0 0 0 3	○8	○0 0 0 22	●	●H 同上 ○H 720 870 ●L 同上	●	●	●	●	●H 210 5 225		○	○	緑地の保存	●	再開発等促進区(D街区)の追加	
六本木三丁目東地区	港区六本木三丁目地内	平23.9.12区告第207号	3.0(3.0)	商業	600/80 700/80	○1	○0 0 0 2	○2	○0 0 0 3	●	○H 900 ●L 300	●	●	●	●	●					○		●	
六本木三丁目東地区	港区六本木三丁目地内	平23.9.30区告第216号	2.7(2.7)	商業 二住 商業	600/80 700/80 300/60 令5.4.28変更 600/80 700/80	○2	○0 0 0 3	○1	○0 0 0 3	●	●H 100 ○H 960 ●L 50 600	●	●	●	●	●					○		●	

再開発等促進区を定める地区計画(8)

地区名	位置	計画決定(変更)年月日告示番号	面積(約ha)	用途地域	容積率/建蔽率(%)	1号施設		地区施設		建築物等								土 地 の 利 用 の 制 限	基 準 法 に よ る 条 例	備 考
						道 路	※公園広 場	道 路	※公園広 場	用 途	容 積 率 H L (%)	建 蔽 率 H (%)	敷 地 面 積 L (㎡)	建 築 面 積 L (㎡)	壁 面 位 置	高 さ H L (m)	形 態 意 匠			
神宮外苑地区	港区北青山一丁目、北青山二丁目、新宿区霞ヶ丘町、大京町、南元町、渋谷区千駄ヶ谷一丁目、千駄ヶ谷二丁目及び神宮前二丁目各区内	平 25.6.17 都 告 第 896 号	64.3 (21.7)	商 業 二 住 中 一 中	700/80 200/60 200/60 200/60	○	○	○	○	○	○H 250 600		○	○H 30 75 80	○			港区内は地区整備計画なし		
		平 28.10.3 都 告 第 1678 号 (変更)	64.3 (22.6)		○	○	○	○	○	○H 250 450		○	○H 同上	○			A-3地区の整備計画変更及びA-5地区新規追加に伴う変更			
		平 29.3.6 都 告 第 342 号 (変更)	64.3 (23.7)		○	○	○	○	○	○H 250 450 200 350		○	○H 30 75 80 15 50	○			A-6地区の新規追加に伴う変更			
		令 4.3.10 都 告 第 283 号 (変更)	66.0 (51.9)		○	○	○	●	●H 50 150 200 250 350 450 900 1150 ●L 20 50 200 250	●	●	●	●	●H 15 30 50 60 75 80 185 190	○		●	区域の拡大、新たな地区整備計画の策定に伴う変更		
白金一丁目東部北地区	港区白金一丁目地内	平 25.7.4 区 告 第 139 号	1.8 (1.8)	商 業 準 工	500/80 400/60	○	○	○	○	○H 820 ●L 280	●	●	●	●	○					
		令 5.3.8 区 告 第 69 号 (変更)	1.8 (1.8)		○	○	○	○	○H 同上 ●L 同上	●	●	●	●	○			●	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴う建築物等の用途の制限の変更		
田町駅東口北地区	港区芝浦一丁目及び芝浦三丁目各区内	平 26.10.3 都 告 第 1367 号	8.2 (7.8)	商 業 準 工	500/80 400/60	○	○	○	○	●H 280 ○H 940 ●L 100	●	●	●	●	○					
		令 5.3.8 都 告 第 199 号 (変更)	8.2 (7.8)		○	○	○	○	○H 同上 ○H 同上 ●L 同上	●	●	●	●	○			●	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴う建築物等の用途の制限の変更		
虎ノ門三・四丁目地区	港区虎ノ門三丁目及び虎ノ門四丁目各区内	平 27.3.27 区 告 第 83 号	2.7 (2.7)	商 業	500/80 600/80 700/80	○	○	○	○	○H 700		●	500	●	○					
虎ノ門二丁目10地区	港区虎ノ門二丁目地内	平 27.4.7 区 告 第 104 号	4.0 (2.9)	商 業 二 住 商 業	600/80 400/60 500/80	○	○	○	○	○H 680		●		●	○					
虎ノ門駅南地区	港区虎ノ門一丁目地内	平 27.7.8 都 告 第 1094 号	6.6 (2.1)	商 業	600/80 700/80 800/80		○	○	○	○		●	5000 2000	●	○			●	国家戦略特別区域法	
		令 3.6.30 都 告 第 886 号 (変更)	6.6 (3.2)					○	○	○	○		●	同上 ○ 5000	○			●	国家戦略特別区域法 C街区の新規追加に伴う変更	

再開発等促進区を定める地区計画(9)

地区名	位置	計画決定(変更)年月日告示番号	面積(約ha)	用途地域	容積率/建蔽率(%)	1号施設		地区施設		建築物等							土地の利用の制限	基準法による条例	備考	
						道路	※公園広場	道路	※公園広場	用途	容積率HL(%)	建蔽率H(%)	敷地面積L(m ²)	建築面積L(m ²)	壁面位置	高さHL(m)				形態意匠
品川駅周辺地区	港区港南一丁目、港南二丁目、芝浦四丁目、高輪二丁目、高輪三丁目及び三田三丁目各各地内	平28.4.19都告第862号	18.0(13.9)	商業 準工	600/80 400/60	○1	○1	○4											国家戦略特別区域法 立体道路制度	
		平31.4.26都告第714号(変更)	18.3(14.2)			○1	○1	○5	○0	●				●		○			●	国家戦略特別区域法 区域の拡大・追加、新たな地区整備計画の策定に伴う変更
		令3.11.5都告第1351号(変更)	18.3(14.2)			○1	○1	○5	○0	●				●		○			●	国家戦略特別区域法 高輪築堤の保存に伴う変更
		令4.6.17都告第941号(変更)	21.6(17.0)			○1	○1	○5	○0	●	●H 950 ●L 890 600	●80	●1500	●500	●	●H 115	○		●	区域の拡大・追加、新たな地区整備計画の策定に伴う変更
		令6.4.8都告第530号(変更)	22.2(17.9)			○1	○1	○5	○0	●	●同上	●同上	●同上	●	●同上	○		●	国家戦略特別区域法 区域7、区域A及び区域Cの拡大に伴う変更	
北青山三丁目地区	港区北青山三丁目地内	平28.10.3都告第1677号	5.8(3.9)	商業 一住	600/80 700/80 400/60		○0	○2	○0	●									●	
		令4.10.3都告第1311号(変更)	5.9(4.8)			○1	○0	○2	○0	●	●H 770 ●L 200 500 100	●60	●1000 5000 500	●3000 200	●	●H 70 90 180 30	○		●	B地区の整備計画の追加に伴う変更
三田三・四丁目地区	港区三田三丁目及び三田四丁目各各地内	平29.9.12都告第1383号	5.5(4.0)	商業 住中 住中	600/80 300/60 300/60 300/60		○2	○0	○0	●	○H 890 ●H 220 ●L 180 300 80 60	●50 60 70	●5000	●200	●		○		●	国家戦略特別区域法
虎ノ門一・二丁目地区	港区虎ノ門一丁目及び虎ノ門二丁目各各地内	平29.9.12都告第1384号	10.9(10.9)	商業 住中 住中	400/80 500/80 600/80 300/60 300/60	○2	○0	○2	○1	●	○H 700 450 430				●		○		●	国家戦略特別区域法
		平30.3.16都告第385号	3.3(2.5)			○1	○1	○7	○0	●	○H 740	●80	●1000		●	○		●	●	国家戦略特別区域法
品川駅西口地区	港区高輪三丁目地内	平30.6.18都告第872号	14.8	商業 近二	600/80 400/80 300/60		○0	○3	○0	●										
		令4.11.9都告第1451号(変更)	14.7(13.9)			○1	○1	○3	○0	●	○H 1000 ●H 990 ●L 50 420 10	●50 60	●5000 500	●200 50	●	●H 165 12	○		●	地区整備計画の追加に伴う変更 国家戦略特別区域法
		令7.12.22都告第1144号(変更)	14.7(14.7)			○1	○1	○3	○0	●	○H 1000 ●H 990 ●L 800 740 50 420 320 300 10	●50 60	●5000 4000 500	●2000 200 50	●	●H 同上	○		●	国家戦略特別区域法 B地区、C地区及びD地区の地区整備計画の変更・追加に伴う変更
北西麻布三丁目地区	港区西麻布三丁目及び六本木六丁目各各地内	平31.4.19区告第108号	1.7(1.6)	商業 近二	600/80 700/80 400/80 200/60		○0	○0	○3	●	○H 930 ●H 150 ●L 400 50	●60 70	●500	●200	●	●H 200 17	○		●	

再開発等促進区を定める地区計画(10)

地区名	位置	計画決定 (変更) 年月日 告示番号	面積 (約ha)	用途地域	容積率 / 建蔽率 (%)	1号施設		地区施設		建築物等							土地 の 利用 の 制限	基準法 による 条例	備考	
						道 路	※公園 広場	道 路	※公園 広場	用 途	容積 率 HL (%)	建蔽 率 H (%)	敷地面積 L (㎡)	建築面積 L (㎡)	壁面位置	高さ HL (m)				形態 意匠
有楽町・銀座・新橋周辺地区	千代田区丸の内三丁目、有楽町二丁目、内幸町一丁目、中央区八重洲二丁目、京橋三丁目、銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、銀座五丁目、銀座六丁目、銀座七丁目、銀座八丁目及び港区新橋一丁目各地下内	令 5.1.13 都 告 第 19 号	5.2 (0.9)	商業	700/80 800/80 900/80				○0 0 4 3	○					○					国家戦略特別区域法
		令 5.12.18 都 告 第 1267 号 (変更)	7.3 (7.3)				○0 0 1 0	○0 0 5 3	●					○						
六本木五丁目西地区	港区六本木五丁目、六本木六丁目及び麻布十番一丁目地内	令 6.4.8 都 告 第 531 号	10.3 (10.3)	商業 近商 一住 二中	500/80 700/80 400/80 300/60 300/60	○2	○0 0 0 5	○2	○0 0 0 22	●					●					国家戦略特別区域法

()内は、地区整備計画区域面積 ○：都市計画に定められた項目 ●：都市計画及び建築条例(建築基準法による)に定められた項目
 ※上段：公園 2段目：緑地 3段目：広場 下段：その他の公共空地の各箇所数 Hは最高値 Lは最低値
 特記なき限り、単位は項目欄の記載による

都市施設関係
道 路
幹線街路(放射)

決定年月日 告示番号	名 称		位 置			区 域 延長 (約 m)	構 造		備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主な経過地		車線の数	幅員 (約 m)	
昭 21.3.26 戦 復 告 第 3 号	放 1	放 射 第 1 号線	千代田区霞が関二丁目	大田区多摩川二丁目 神奈川県界	港区高輪一丁目	14,990	—	30	港区内完成 平 6.4.19 都告第 504 号 一部幅員、 一部区域の 変更
昭 21.3.26 戦 復 告 第 3 号	放 2	放 射 第 2 号線	港区白金台二丁目	大田区田園調布二丁目 神奈川県界		7,890	—	25	港区内完成
昭 21.3.26 戦 復 告 第 3 号	放 3	放 射 第 3 号線	港区白金台一丁目	世田谷区玉堤二丁目 神奈川県界		10,000	—	25	港区内完成
	な お	支 線 1	港区白金台五丁目	目黒区目黒一丁目		690		20	
昭 21.3.26 戦 復 告 第 3 号	放 4	放 射 第 4 号線	千代田区永田町一丁目	世田谷区玉川三丁目 神奈川県界		13,950	—	40	港区内完成 (隅切一部除く)
昭 21.3.26 戦 復 告 第 3 号	放 18	放 射 第 18 号線	中央区銀座東八丁目	大田区大森南一丁目		12,940	—	40	港区内完成 (隅切一部除く) 橋梁幅員 40m
昭 21.3.26 戦 復 告 第 3 号	放 19	放 射 第 19 号線	中央区京橋一丁目	大田区東六郷三丁目	港区三田三丁目	17,910	8 車線 (港区内)	50	一部完成 一部事業決定 平 14.3.20 都告第 316 号 車線数の決定 平 30.3.7 都告第 291 号 一部区域の変 更 一部完成
	な お	支 線 1	港区港南二丁目	品川区北品川一丁目		260		26~32	
	な お	地下道 4	中央区銀座七丁目	港区新橋二丁目		470		7~10	
昭 21.3.26 戦 復 告 第 3 号	放 20	放 射 第 20 号線	千代田区有楽町一丁目	港区芝四丁目		3,220	—	33	一部完成
昭 21.3.26 戦 復 告 第 3 号	放 21	放 射 第 21 号線	千代田区霞が関一丁目	港区芝五丁目	港区西新橋三丁目 港区芝公園四丁目	3,600	—	30	一部完成 一部事業決定
昭 21.3.26 戦 復 告 第 3 号	放 22	放 射 第 22 号線	港区六本木三丁目	渋谷区道玄坂一丁目		4,200	6 車線	40	港区内完成 平 21.6.22 都告第 955 号 車線数の決 定
昭 21.3.26 戦 復 告 第 3 号	放 23	放 射 第 23 号線	港区北青山三丁目	杉並区松庵一丁目 武蔵野市境		12,080	—	25	港区内完成
昭 39.2.7 建 告 第 148 号	放 28	放 射 第 28 号線	港区新橋一丁目	台東区上野七丁目		5,670	—	27	港区内完成

幹線街路(環状)

決定年月日 告示番号	名 称		位 置			区 域 延 長 (約 m)	構 造		備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主な経過地		車線の数	幅員 (約 m)	
昭 21.3.26 戦 復 告 第 3 号	環2	環 状 第 2 号線	江東区有明二丁目	千代田区神田佐久間 町一丁目	港区新橋四丁目	13,950	6 車線 一部 地下式 4 車線	40	一部完成 一部事業決定 平 5.7.19 都告第805 号 起点位置、延 長の変更 平 10.12.24 都告第1252 号 構造形式の変 更 平 19.10.4 都告第1278 号 車線数の決定
昭 21.3.26 戦 復 告 第 3 号	環3	環 状 第 3 号線	中央区勝どき二丁目	江東区辰巳二丁目	港区海岸一丁目	26,700	—	22~38	一部完成 平 5.7.19 都告第805 号 起点位置、延 長、一部幅 員、一部構造 形式の変更 支線5の追加 平 7.4.28 都告第561 号 一部区域の変 更 橋梁幅員 18m
	な お	支線5	港区海岸一丁目	港区浜松町二丁目					
昭 21.3.26 戦 復 告 第 3 号	環4	環 状 第 4 号線	港区港南三丁目	江東区新砂三丁目	港区南青山四丁目	29,880	4 車線 一部 嵩上式	25	一部完成 一部事業決定 平 30.12.21 都告第1724 号 起点位置、延 長、一部幅 員、一部構造 形式の変更 一部車線数の 決定 令 4.3.10 都告第 287 号 支線1の廃止
昭 40.11.11 建 告 第 3178 号	東京湾 環状線	東 京 湾 環 状 線	江戸川区臨海町六丁 目地先 千葉県界	大田区羽田空港三丁 目地先 神奈川県界		23,350	8 車線 (港区内)	100	港区内完成 平 12.3.17 都告第 295 号 車線数の決定

幹線街路(補助線街路)(1)

決定年月日 告示番号	名 称		位 置			区 域 延 長 (約 m)	構 造		備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主な経過地		車線の数	幅員 (約 m)	
昭 21.4.25 戦 復 告 第 15 号	補1	補助線街路 第 1 号線	港区新橋二丁目	港区虎ノ門二丁目		1,380	—	33	完成 (隅切一部除く)
昭 21.4.25 戦 復 告 第 15 号	補2	補助線街路 第 2 号線	港区虎ノ門一丁目	港区芝公園四丁目	港区麻布台一丁目	1,900	—	30	一部完成
昭 39.2.7 建 告 第 148 号	補3	補助線街路 第 3 号線	港区芝大門一丁目	港区虎ノ門五丁目	港区芝公園一丁目	960	—	22	完成 平 9.4.4 都告第 454 号 起点位置の 変更 延長の変更

幹線街路(補助線街路)(2)

決定年月日 告示番号	名 称		位 置			区 域 延 長 (約 m)	構 造		備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主な経過地		車線の数	幅員 (約 m)	
昭 21.4.25 戦 復 告 第 15 号	補4	補助線街路 第 4 号線	港区海岸一丁目	港区南青山一丁目	港区六本木七丁目	4,070	—	25	一部完成 一部事業決定 平 7.2.10 都告第 132 号 交通広場の設 置 平 9.4.4 都告第 454 号 交通広場の位 置の変更
昭 21.4.25 戦 復 告 第 15 号	補5	補助線街路 第 5 号線	港区赤坂二丁目	目黒区中目黒一丁目		5,340	—	15	完成
	なお	支線 1	港区南青山二丁目	港区南青山二丁目		90		15	
昭 31.4.13 建 告 第 657 号	補6	補助線街路 第 6 号線	港区西麻布一丁目	港区南青山二丁目		440	—	22	完成 (隅切一部除く)
昭 21.4.25 戦 復 告 第 15 号	補7	補助線街路 第 7 号線	港区三田二丁目	渋谷区広尾三丁目		2,930	—	15	一部完成 一部事業決定 令 4.3.7 終点位置、延 長の変更(渋 谷区)
昭 21.4.25 戦 復 告 第 15 号	補8	補助線街路 第 8 号線	港区南麻布二丁目	港区南麻布四丁目	港区南麻布三丁目	1,215	—	25	完成
昭 21.4.25 戦 復 告 第 15 号	補9	補助線街路 第 9 号線	港区南麻布三丁目	港区南麻布四丁目		660	—	15	未完成 一部事業決定 平 10.10.7 区告第 139 号 線形の変更
昭 21.4.25 戦 復 告 第 15 号	補10	補助線街路 第 10 号線	港区六本木六丁目	港区南麻布五丁目	港区西麻布三丁目	1,180	—	15	未完成
昭 21.4.25 戦 復 告 第 15 号	補11	補助線街路 第 11 号線	港区三田三丁目	渋谷区恵比寿一丁目	港区白金三丁目	3,480	—	20	一部完成 一部事業決定
昭 39.2.7 建 告 第 148 号	補12	補助線街路 第 12 号線	港区六本木七丁目	港区六本木七丁目		750	—	12	一部完成
昭 21.4.25 戦 復 告 第 15 号	補13	補助線街路 第 13 号線	港区三田五丁目	港区高輪二丁目		2,010	—	20	一部完成
昭 21.4.25 戦 復 告 第 15 号	補14	補助線街路 第 14 号線	港区三田三丁目	港区高輪四丁目	港区高輪一丁目	2,810	—	15	一部完成
昭 21.4.25 戦 復 告 第 15 号	補16	補助線街路 第 16 号線	港区港南三丁目	品川区東品川二丁目	港区港南五丁目	1,870	6 車線	40	一部完成 平 30.12.21 都告第 1724 号 起点位置、延 長の変更 車線数の決定
昭 21.4.25 戦 復 告 第 15 号	補17	補助線街路 第 17 号線	港区白金台五丁目	港区白金台五丁目		1,060	—	18.5	完成 (隅切一部除く)
昭 39.2.7 建 告 第 148 号	補23	補助線街路 第 23 号線	港区西麻布二丁目	港区南青山五丁目		780	—	25	未完成
昭 21.4.25 戦 復 告 第 15 号	補24	補助線街路 第 24 号線	渋谷区宇田川町	港区北青山二丁目		3,210	—	20	港区内完成
昭 21.4.25 戦 復 告 第 15 号	補56	補助線街路 第 56 号線	新宿区四谷一丁目	港区元赤坂二丁目		1,520	—	17~20	一部完成
昭 21.4.25 戦 復 告 第 15 号	補64	補助線街路 第 64 号線	港区元赤坂二丁目	千代田区五番町		1,220	—	15	未完成
昭 22.2.20 戦 復 告 第 55 号	補96 の1	補助線街路 第 96 の1号線	中央区八重洲二丁目	港区新橋一丁目		1,240	—	27~40	港区内完成

幹線街路(補助線街路)(3)

決定年月日 告示番号	名 称		位 置			区 域	構 造		備 考	
	番 号	路線名	起 点	終 点	主な経過地	延長 (約 m)	車線の数	幅員 (約 m)		
昭 21.4.25 戦 復 告 第 15 号	補 123	補助線街路 第 123 号線	港区港南四丁目 港南二丁目地内に約 14,000 m ² の交通広場を設ける。ただし約 4,300 m ² は嵩上式	港区港南一丁目	港区港南四丁目		1,140	4 車線	25	一部完成 平 4.6.1 都告第 666 号 交通広場の設 置、 品川駅付近広 場 1 の廃止 平 19.8.22 都告第 1099 号 車線数の決定 線形の変更 平 30.12.21 区告第 327 号 終点位置、延長 の変更
昭 28.3.30 建 告 第 364 号	補 146	補助線街路 第 146 号線	港区芝浦二丁目	品川区勝島一丁目			5,830	4 車線 (港区内)	27	一部完成 平 12.10.3 都告第 1166 号 車線数の決定
昭 28.3.30 建 告 第 364 号	補 147	補助線街路 第 147 号線	港区芝五丁目	港区芝浦三丁目			560	—	25	一部完成
昭 28.3.30 建 告 第 364 号	補 149	補助線街路 第 149 号線	港区港南二丁目	品川区北品川一丁目			650	—	20	未完成
昭 33.2.6 建 告 第 164 号	補 150	補助線街路 第 150 号線	港区港南五丁目	品川区東品川五丁目			1,320	—	25	港区内完成
昭 39.2.7 建 告 第 148 号	補 165	補助線街路 第 165 号線	港区北青山二丁目	渋谷区神宮前三丁目			790	—	15	未完成
昭 39.2.7 建 告 第 148 号	補 194	補助線街路 第 194 号線	港区南青山六丁目	港区南青山五丁目			480	—	15	完成
昭 39.2.7 建 告 第 148 号	補 196	補助線街路 第 196 号線	港区芝二丁目	港区芝浦二丁目			1,210	—	27	完成 (隅切一部除く)
昭 49.3.2 都 告 第 227 号	補 298	補助線街路 第 298 号線	港区台場	江東区青海一丁目			2,680	—	40	港区内完成 平元.3.24 都告第 312 号 起点位置・終点 位置の変更 延長の変更
平元.1.20 都 告 第 47 号	補 310	補助線街路 第 310 号線	港区芝浦三丁目 芝浦三丁目地内に約 7,000 m ² の交通広場を設ける。ただし約 500 m ² は嵩上式	港区海岸三丁目	港区芝浦四丁目		660	—	18	完成 平 4.6.1 都告第 665 号 交通広場設置、 延長の変更
平 2.7.20 都 告 第 852 号	補 313	補助線街路 第 313 号線	港区東新橋一丁目	港区海岸一丁目	港区東新橋一丁目		1,140	—	40	完成 平 4.8.19 都告第 969 号 支線 1 の追加 平 9.4.4 都告第 454 号 線形の変更
	なお	支 線 1	港区東新橋一丁目	港区東新橋一丁目	港区東新橋一丁目		1,230		5~12	
平 4.6.1 都 告 第 666 号	補 317	補助線街路 第 317 号線	港区港南二丁目	品川区北品川一丁目	港区港南二丁目		880	—	25	完成 平 7.4.28 都告第 312 号 延長の変更 線形の変更
平 4.6.1 都 告 第 666 号	補 318	補助線街路 第 318 号線	品川区北品川一丁目	港区港南二丁目			550	—	25	完成

幹線街路(補助線街路)(4)

決定年月日 告示番号	名 称		位 置			区 域 延 長 (約 m)	構 造		備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主な経過地		車線の数	幅員 (約 m)	
平 28.4.19 区 告 第 141 号	補 332	補助線街路 第 332 号線	港区高輪二丁目	港区港南二丁目	港区港南二丁目	700	2車線	18	国家戦略特別 区域法 平31.4.26 区告第120号 立体的な範囲の 設定 令2.2.28 区告第60号 終点位置、延 長、立体的な範 囲の変更 立体的な範囲の 設定
令 2.2.28 都 告 第 203 号	補 334	補助線街路 第 334 号線	港区港南二丁目	港区港南二丁目	港南二丁目地内に約7,000㎡の交通広場を設ける。	170	2車線	11.5	立体的な範囲の 設定

中央官衙街路

決定年月日 告示番号	名 称		位 置			区 域 延 長 (約 m)	構 造		備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主な経過地		車線の数	幅員 (約 m)	
昭 29.8.24 建 告 第 1364 号	中官街3	中央官衙街路 第3号線	千代田区霞が関一丁 目	港区虎ノ門一丁目		850	—	44	完成
昭 29.8.24 建 告 第 1364 号	中官街8	中央官衙街路 第8号線	港区赤坂一丁目	千代田区永田町一丁 目		940	—	18~30	完成

駅付近広場及び街路

決定年月日 告示番号	名 称		位 置	面 積 (約 ㎡)	区 域 延 長 (約 m)	構 造		変 更 年 月 日 告 示 番 号 変 更 内 容	備 考
	番 号	路線名				車線の数	幅員 (約 m)		
昭 21.12.7 戦復告253号	駅広場 1	新橋駅付近 広場 1 号	港区新橋二丁目地内	9,600		—		昭 36.12.26 建告第2964号 地積変更	完成
	駅広場 2	新橋駅付近 広場 2 号	港区新橋二丁目地内	3,090		—		昭 24.5.10 建告第422号 地積変更 昭 36.12.26 建告第2964号 地積変更	完成
昭 21.12.7 戦復告253号	駅街路 1	新橋駅付近 街路 1 号	起点 新橋二丁目 終点 新橋二丁目		220	—	18	昭 36.12.26 建告第2964号 幅員変更	一部完成
	駅街路 2	新橋駅付近 街路 2 号	起点 新橋四丁目 終点 新橋二丁目		380	—	18~20	昭 36.12.26 建告第2964号 一部幅員変更	一部完成
	駅街路 3	新橋駅付近 街路 3 号	起点 新橋二丁目 終点 新橋二丁目		93	—	15	昭 36.12.26 建告第2964号 追加	完成

区画街路

決定年月日 告示番号	名 称		位 置			区 域 延 長 (約 m)	構 造 幅員 (約 m)	変 更 年 月 日 告 示 番 号 変 更 内 容	備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主な経過地				
平 元.3.24 都 告 第 312 号	港区街 1	港区画街路 第 1 号線	港区海岸一丁目	港区海岸二丁目	港区海岸一丁目	1,340	20		完成
平 2.7.20 都 告 第 852 号	港区街 2	港区画街路 第 2 号線	港区海岸一丁目	港区海岸一丁目	港区海岸一丁目	140	25	平 9.4.4 都告第454号 幅員の変更	完成
平 2.7.20 都 告 第 852 号	港区街 3	港区画街路 第 3 号線	港区東新橋一丁目	港区東新橋一丁目		170	40		完成
平 4.8.19 都 告 第 969 号	港区街 4	港区画街路 第 4 号線	港区東新橋一丁目	港区東新橋二丁目	港区東新橋二丁目	190	18		完成
平 9.4.4 都 告 第 454 号	港区街 5	港区画街路 第 5 号線	港区海岸一丁目	港区浜松町一丁目	港区浜松町一丁目	300	16		一部完成

特殊街路 歩行者専用道

決定年月日 告示番号	名 称		位 置			区 域 延長 (約 m)	構 造 幅員 (約 m)	変 更 年 月 日 告 示 番 号 変 更 内 容	備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主な経過地				
昭 52.3.11 都 第 171 号 告 示	港歩1	港 歩 行 者 道 専 用 道 第 1 号 線	港区海岸一丁目	港区芝浦一丁目		700	地表式 7	平30.3.16 区告第81号 名称、起点位置、終点位置、延長、構造形式、幅員、一部区域の変更	一部完成 国家戦略特別区域法
平 2.7.20 都 第 853 号 告 示	港歩2	港 歩 行 者 道 専 用 道 第 2 号 線	港区新橋二丁目	港区東新橋一丁目		310	嵩上式 12	平7.2.10 都告第132号 延長・終点位置の変更	完成
平 4.8.19 都 第 969 号 告 示	港歩3	港 歩 行 者 道 専 用 道 第 3 号 線	港区東新橋一丁目	港区東新橋一丁目	港区東新橋一丁目	380	地下式 21~42		完成
平 7.2.10 都 第 132 号 告 示	港歩4	港 歩 行 者 道 専 用 道 第 4 号 線	港区東新橋一丁目	港区東新橋一丁目		170	地下式 40		完成
昭 41.8.24 建 第 2865 号 告 示	港歩5	港 歩 行 者 道 専 用 道 第 5 号 線	港区新橋二丁目	港区新橋二丁目		140	地下式 6	平8.2.28 区告第23号 名称、終点、延長、幅員、区域、線形の変更	完成 エスカレーター2 基設置
昭 46.7.14 建 第 762 号 告 示	港歩6	港 歩 行 者 道 専 用 道 第 6 号 線	港区新橋二丁目	港区新橋二丁目		40	地下式 12	平8.2.28 区告第23号 名称、起終点、延長、幅員の変更	完成
平 8.2.28 区 第 23 号 告 示	港歩7	港 歩 行 者 道 専 用 道 第 7 号 線	港区新橋二丁目	港区新橋二丁目		30	地下式 6		完成
平 2.7.3.27 区 第 82 号 告 示	港歩8	港 歩 行 者 道 専 用 道 第 8 号 線	港区海岸一丁目	港区海岸一丁目		230	嵩上式 6	平30.3.16 区告第81号 起点位置の変更	国家戦略特別区域法 一部完成

特殊街路 新交通専用道

決定年月日 告示番号	名 称		位 置			区 域 延長 (約 m)	構 造 幅員 (約 m)	変 更 年 月 日 告 示 番 号 変 更 内 容	備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主な経過地				
平 元.3.24 都 第 312 号 告 示	新交通1号 の1	新交通専用道 第1号臨海線1	港区新橋二丁目 (新橋駅)	港区海岸二丁目 (日の出駅)	港区海岸二丁目	2,340	嵩上式 7.5	平2.7.20 都告第853号 起点及び延長の変更、 一部幅員の変更	完成
平 元.3.24 都 第 312 号 告 示	新交通1号 の2	新交通専用道 第1号臨海線2	港区台場 (お台場海浜公園駅)	江東区青海二丁目 (青海ふ頭駅)		2,260	嵩上式 7.5		完成

都市高速道路

決定年月日 告示番号	名 称		位 置			区 域 延長 (約 m)	構 造 幅員 (約 m)	変 更 年 月 日 告 示 番 号 変 更 内 容	備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主な経過地				
昭 34.8.18 建 第 1533 号 告 示	高1	都市高速道路 第1号線 (都心環状線) (首都高速1号羽田線)	大田区羽田三丁目 (神奈川県)	台東区北上野一丁目	港区海岸一丁目 港区東新橋一丁目	21,930	16.5	平5.7.19 都告第805号 出口廃止 平28.3.7 都告第343号 幅員等の変更 令5.12.18 都告第1268号 区域等の変更	出入口 37か所
昭 34.8.18 建 第 1533 号 告 示	高2	都市高速道路 第2号線 (都心環状線) (首都高速2号目黒線)	品川区西戸越一丁目	港区海岸一丁目	港区白金台五丁目 港区麻布十番四丁目 港区東麻布三丁目 港区芝公園四丁目	8,500	16.0	昭39.4.16 建告第1197号 一部線形、入口位置等の変更	出入口 14か所
昭 34.8.18 建 第 1533 号 告 示		都市高速道路 第2号線 分岐線 (都心環状線)	港区麻布十番四丁目	港区六本木三丁目	港区六本木五丁目	1,630	16.0	昭39.4.16 建告第1197号 一部線形及び延長の変更	
昭 34.8.18 建 第 1533 号 告 示	高3	都市高速道路 第3号線 (都心環状線) (首都高速3号渋谷線)	世田谷区大蔵五丁目	千代田区隼町	港区六本木三丁目	15,840	16.5	平28.3.7 都告第344号 区域等の変更	出入口 18か所
昭 34.8.18 建 第 1533 号 告 示	高4	都市高速道路 第4号線 (首都高速4号新宿線)	世田谷区北烏山八丁目	中央区八重洲二丁目	元赤坂一丁目	20,150	16.5	令元.10.11 都告第584号 区域等の変更 令5.12.18 都告第1268号 終点位置、延長及び区域等の変更	出入口 34か所
昭 34.8.18 建 第 1533 号 告 示	高8	都市高速道路 第8号線	港区東新橋一丁目 付近	中央区京橋三丁目 付近	中央区八重洲六丁目	2,560	16.0	令5.12.18 都告第1268号 廃止	出入口 6か所
昭 45.1.21 都 第 58 号 告 示	高10	都市高速道路 湾岸線	江戸川区臨海町六丁目地先 (千葉県界)	大田区羽田空港三丁目 (神奈川県界)	港区台場	23,350	35.0	平5.7.19 都告第805号 起点位置の変更 平7.9.8 都告第106号 一部幅員の変更	出入口 23か所
昭 61.3.17 都 第 270 号 告 示	高15	都市高速道路 第12号線 (首都高速11号台場線)	江東区有明二丁目	港区海岸二丁目		4,260	18.2	平3.1.30 都告第95号 一部区域の変更	出入口 2か所

都市高速鉄道(1)

都市計画 区域名	決定年月日 告示番号	路線名	位置			区域 延長 (約 m)	構造 形式	変更年月日 告示番号	施行者
			起 点	終 点	主な経過地域				
東 京	昭 37.8.29 建 告 第 2187 号	第 1 号線 本 線	大田区西馬込二丁目	墨田区押上一丁目	港区高輪二丁目 港区新橋二丁目	18,750	地下式	昭 39.12.16 建告第 3379 号 起点及び延長の変更等 平 21.3.6 都告第 282 号 一部区域の変更 平 29.11.30 都告第 1748 号 一部区域、面積の変更、立 体的な範囲の設定 平 30.12.21 都告第 1719 号 一部区域、構造形式の変更 令 4.6.17 都告第 944 号 立体的な範囲の設定	東京都 ・ 京浜急 行電鉄
		分岐線	港区高輪三丁目	港区高輪二丁目		1,180			
		ただし (浅草線)	港区高輪三丁目 港区高輪三丁目	港区高輪三丁目 港区高輪二丁目		480 700			
	昭 37.8.29 建 告 第 2187 号	第 2 号線 (日比谷線)	目黒区上目黒二丁目	足立区日ノ出町	港区六本木六丁目 港区虎ノ門五丁目	21,230	地下式	平 27.7.8 都告第 1093 号 一部区域の変更 (国家戦略特別区域法)	帝都高 速度交 通営団
	昭 37.8.29 建 告 第 2187 号	第 3 号線 (銀座線)	渋谷区道玄坂一丁目	台東区三ノ輪一丁目	港区北青山二丁目 港区赤坂三丁目 港区新橋二丁目	17,510	地下式	昭 43.12.28 建告第 3731 号 起点及び延長の変更等 昭 63.9.20 都告第 909 号 一部区域の変更、駅の追加	帝都高 速度交 通営団
	昭 37.8.29 建 告 第 2187 号	第 4 号線 (丸の内線)	豊島区西池袋一丁目	杉並区萩窪三丁目	赤坂見附	24,800	地下式	昭 43.12.28 建告第 3731 号 起点及び延長の変更等 平 3.11.2 都告第 1164 号 一部区域の変更、駅の追加 平 21.6.22 都告第 956 号 一部区域及び駅の位置変更	帝都高 速度交 通営団
	昭 37.8.29 建 告 第 2187 号	第 6 号線 (三田線)	港区白金二丁目	埼玉県北足立郡 大和町大字新倉 (和光市)	港区芝五丁目	27,450	地下式	昭 39.12.16 建告第 3379 号 起・終及び延長の変更等 平 3.5.8 都告第 552 号 起点、一部区域及び延長の 変更、駅の追加 令 5.10.10 都告第 1081 号 立体的な範囲の設定	東京都
	昭 37.8.29 建 告 第 2187 号	第 7 号線 本線	品川区上大崎四丁目	北区岩淵町	港区白金二丁目 港区麻布十番一丁目	22,500	地下式	昭 61.2.10 都告第 130 号 一部区域及び延長の変更 昭 63.9.20 都告第 910 号 一部区域及び延長の変更 平 3.5.8 都告第 553 号 起点、一部区域及び延長の 変更、駅の追加 平 6.8.31 都告第 1009 号 終点及び延長の変更 令 6.6.17 都告第 728 号 名称の変更(「本線」の追 記)、分岐線の新規追加、立 体的な範囲の設定、駅の追 加	帝都高 速度交 通営団
		分岐線	港区高輪四丁目	港区白金台一丁目	港区白金台三丁目	2,520	地下式		
	昭 39.12.16 建 告 第 3379 号	第 9 号線 (千代田線)	世田谷区喜多見九丁目	足立区綾瀬三丁目	港区南青山四丁目 港区赤坂五丁目	32,130	地下式	昭 45.8.24 都告第 900 号 一部区域の変更 昭 60.3.26 都告第 344 号 一部区域の変更、延長の変 更 平 2.1.12 都告第 25 号 平 5.2.1 都告第 105 号 平 15.1.31 都告第 84 号 一部区域の変更、区域の追 加、構造形式の変更	東京都 ・ 帝都高 速度交 通営団 ・ 小田急 電鉄
	昭 43.12.28 建 告 第 3731 号	第 11 号線 (半蔵門線)	世田谷区玉川一丁目	墨田区押上一丁目	港区南青山五丁目 港区南青山一丁目	26,520	地下式	昭 56.12.22 都告第 1332 号 終点及び延長の変更 駅の追加 平 6.6.30 都告第 774 号 終点及び延長の変更、駅の 追加	帝都高 速度交 通営団 ・ 東京急 行電鉄
	昭 59.8.9 都 告 第 748 号	第 12 号線 (大江戸線)	新宿区西新宿二丁目	練馬区光が丘七丁目	港区東新橋一丁目 港区浜松町二丁目 港区東麻布一丁目 港区麻布十番一丁目 港区六本木四丁目 港区元赤坂二丁目	42,520	地下式	平 2.2.16 都告第 157 号 起点及び延長の変更、駅の 追加 平 3.5.13 都告第 567 号 起点及び延長の変更 駅の追加 平 5.12.10 都告第 1348 号 一部区域の変更 平 22.6.21 都告第 912 号 一部区域の変更	東京都 ・ 東京都 地下鉄 建設
	平 8.3.7 都 告 第 210 号	臨海副 都心線 (りんかい線)	江東区青海一丁目	品川区大崎一丁目	港区台場	7,540	地下式		東京都 ・ 東京臨 海高速 鉄道

都市高速鉄道(2)

都市計画 区域名	決定年月日 告示番号	路線名	位置			区域 延長 (約 m)	構造 形式	変更年月日 告示番号	施行者
			起 点	終 点	主な経過地域				
東 京	平元.3.24 都 告 第 311 号	東京臨海 新交通 臨海線 (ゆりかもめ)	港区新橋二丁目	江東区豊洲二丁目	港区東新橋一丁目 港区海岸一丁目 港区海岸三丁目 港区台場二丁目	14,910	嵩上式	平 2.7.25 都告第 873 号 起点、一部区域延長の変更、駅の新設 平 3.3.20 都告第 294 号 一部区域の変更、駅の新設 平 11.3.10 都告第 257 号 終点、延長、駅名称の変更、 駅の追加	東京都 ・ 東京臨海 高速鉄道
	昭和 46.1.9 都 告 第 13 号	京 浜 急 行 電 鉄 湘 南 線	港区高輪二丁目	品川区南大井三丁目	港区港南二丁目	5,100	地下式 地表式 嵩上式	平30.12.21 都告第1719号 起点位置、一部区域、延長、 構造形式の変更、構造形式の追加 令 4.6.17 都告第 945 号 立体的な範囲の設定	京浜急行 電鉄
			港区高輪二丁目 港区高輪三丁目 港区港南二丁目	港区高輪三丁目 港区港南二丁目 品川区南大井三丁目		400 690 4,010			

自動車駐車場

都市計画 区域名	決定年月日 告示番号	名称		位置	面積 (約 ha)	構造	計画台数 (供用台数) (台)	変更年月日 告示番号 変更内容	事業認可(変更) 年月日告示番号	施行者
		番号	駐車場名							
東 京	昭 34.8.18 建 告 第 1534 号	8	汐留	中央区銀座八丁目 港区東新橋一丁目 各地下	1.13	地下 2層	450 (455)	昭 36.3.29 建告第 760 号 位置及び地積 の変更	昭 35.3.31 建告第 792 号決定 昭 36.3.29 建告第 760 号変更	首都高速 道路公団
	昭 37.7.26 建 告 第 1770 号	20	芝	港区芝公園四丁目 芝公園地下	0.70	地下 1層	150 (153)	昭 37.12.22 建告第 3202 号 駐車台数の変 更	昭 37.12.22 建告第 3202 号決定 昭 39.3.31 建告第 1100 号変更 昭 41.3.31 建告第 1089 号変更 昭 42.3.31 建告第 1212 号変更 昭 44.3.31 建告第 1013 号変更 昭 45.3.24 都告第 297 号変更 昭 46.3.29 都告第 299 号変更 昭 48.3.31 都告第 400 号変更 昭 49.3.30 都告第 329 号変更 昭 50.3.31 都告第 352 号変更 昭 52.3.31 都告第 243 号変更 昭 54.3.31 都告第 405 号変更 昭 56.3.31 都告第 310 号変更	民 間
	昭 37.7.26 建 告 第 1770 号	21	氷川	港区赤坂二丁目及び 六丁目各地下	1.06	地下 4層	120 (128)	昭 37.12.22 建告第 3202 号 駐車台数の変 更 令 3.11.15 区告第 307 号 位置、区域、面 積、構造、階層 及び出入口の 変更(国家戦略 特別区域法)	昭 37.12.22 建告第 3202 号決定 昭 39.3.31 建告第 1100 号変更 昭 41.3.31 建告第 1089 号変更	民 間
	昭 41.8.24 建 告 第 2880 号	32	新橋駅東 口	港区新橋二丁目地下	0.46	地下 1層	107 (132)		昭 41.10.27 建告第 3591 号決定	民 間
	昭 42.5.6 建 告 第 1597 号	33	浜松町	港区浜松町二丁目地下	0.47	地下 3層	160 (242)	昭 42.8.15 建告第 2421 号 地積の変更 平 25.3.4 区告第 39 号 区域の変更 構造、階層の変 更 平 29.1.24 区告第 26 号 区域の変更 構造、階層の変 更 入口箇所数の 変更 令 5.9.8 区告第 326 号 区域の変更	昭 42.8.15 建告第 2421 号決定 平 29.8.29 都告第 1330 号変更 令 6.1.9 都告第 2 号変更	民 間
	平 3.11.22 区 告 第 112 号	41	麻布十番	港区麻布十番一丁目 地下	0.41	地下 3層	350 (347)	平 7.3.24 区告第 26 号 面積、構造の変 更	平 4.7.7 都告第 806 号決定 平 7.12.14 都告第 1396 号変更	第三セク ター
	平 8.7.22 区 告 第 84 号	47	品川駅東 口	港区港南二丁目地下	0.99	地下 2層	140 (137)			区画整理 事業者 国鉄清算 事業団

自転車駐車場

都市計画 区域名	決定年月日 告示番号	名 称		位 置	面 積 (約 ha)	構 造	計画台数 (供用台数) (台)	変更年月日 告示番号 変更内容	施行者	備 考
		番号	駐車場名							
東 京	平 7. 3. 24 区 告 第 27 号	港 1	麻布十番自 転車駐車場	港区麻布十番一丁目地内	0.18	地下1層	450 (114)		第三セクター	
		港 2	品川駅東口 自転車駐車 場	港区港南二丁目地内	0.119	地下1層	1,000 (1,000)		区画整理事業者	

自動車ターミナル

都市計画 区域名	決定年月日 告示番号	番号	名 称	位 置	区 域	変更年月日 告示番号 変更内容	施行者	備 考
					面 積 (約 ha)			
東 京	昭 42. 5. 6 建 告 第 1598 号	4	浜松町バスターミナル	港区浜松町二丁目地内	0.52	平 25. 3. 4 区 告 第 40 号 位置、区域及び 面積の変更	民間	地上 2 階 18 バース

公共下水道

都市計画 区域名	決定年月日 告示番号	名 称	排 水 区 域 処 理 区 (約 ha)	下水管渠			その他の施設 (港区内)				施行者
				幹線数 (本)	幹線延長 (約 m)	その他延長 (約 m)	ポンプ施設		処理施設		
							名称	面積 (約 m ²)	名称	面積 (約 m ²)	
東 京	昭 25. 7. 10 建 告 第 740 号	東京都公共 下水道	全体 56,375 (芝浦) (砂町)	40	170,800		芝浦 11,560	芝浦 水再生 センター	215,200	東 京 都	
						汐留 第二 560					
備 考											
昭 51.3.13 都告第 199 号 芝浦処理場の変更 昭 51.12.23 都告第 1240 号 汐留第 2 ポンプ場及び汐留幹線の追加 昭 57.1.11 都告第 1240 号 芝浦処理場の変更 昭 59.3.21 都告第 260 号 竹芝幹線外 9 幹線の変更 平 3.2.28 都告第 208 号 芝浦処理場の変更 平 4.2.7 都告第 138 号 汐留幹線外 6 幹線の変更 平 4.9.14 都告第 1042 号 台場ポンプ場外 2 ポンプ場の追加				平 5.7.16 都告第 800 号 芝浦処理場 放流渠の変更 平 6.4.12 都告第 800 号 芝浦処理場放流渠の追加 平 7.2.10 都告第 135 号 芝浦区域の変更 平 9.2.12 都告第 119 号 平 10.2.3 都告第 73 号 平 11.2.26 都告第 185 号 芝浦処理場の変更 平 12.3.17 都告第 296 号 芝浦幹線他 24 幹線の変更			平 20.6.20 都告第 896 号 河川(古川)に地下調整池を整備すると共に、古川幹線が すでに整備されているため変更 平 23.10.7 都告第 1437 号 芝浦水再生センター内において、立体的な範囲を定める (約 49,500 m ²) 平 26.3.7 都告第 270 号 ポンプ施設の建設予定地変更に伴い、起点及び線形の変更 平 29.3.6 都告第 344 号 線形の変更 平 29.11.30 都告第 1747 号 線形の変更 平 30.12.21 都告第 1718 号 港区港南一丁目地内において立体的な範囲を変更する。 (面積約 49,700 m ² を対象)				

河 川

都市計画 区域名	決定年月日 告示番号	名 称		位 置		区 域		構造	変更年月日告示 番号変更内容	施行者	備 考
		番号	河川名	起 点	終 点	幅員 (m)	延長 (約 m)				
東 京	昭22.11.26 戦復告 第122号	11	古 川	港区東麻布三丁目	港区南麻布四丁目	15	2,300	堀込式 単断面式 トンネル式	昭45.12.22 都告第1349号 起終点(表示)の 変更	東京都	
				但し地下 調節池	港区三田一丁目地内		面積 約730㎡	トンネル式 地下式 地表式	平20.6.20 都告第895号 (変更) 地下調節池の計 画の追加		
				その他	港区三田一丁目地内において、立体的な範囲を定める(約730㎡の範囲を対象)		面積 約1,200㎡				

運 河

都市計画 区域名	決定年月日 告示番号	名 称	位 置	幅 員 (m)	延 長 (約 m)	備 考
東 京	昭22.11.26 戦復告 第122号	古 川 運 河	自 港区東麻布三丁目(一の橋下流) 至 港区芝浦一丁目(芝浦合流点)	30	2,000	

市 場

都市計画 区域名	決定年月日 告示番号	名 称		位 置	面 積 (約 ha)	変 更 年 月 日 告 示 番 号 変 更 内 容	施行者	備 考
		番 号	市場名					
東 京	昭5.12.29 内告第259号	第11号	東京都中央 卸売市場 食肉市場	港区港南二丁目地内	6.2	昭11.11.21 内告第614号 区域及び面積の変更 昭46.7.9 都告第740号 名称、位置表示、区域及び 面積の変更 昭58.3.31 都告第353号 区域及び面積の変更 平4.9.14 都告第1043号 区域、位置及び供給能力の 変更	東京都	東京都立芝浦と畜場と重複 指定

と 畜 場

都市計画 区域名	決定年月日 告示番号	名 称		位 置	面 積 (約 ha)	変 更 年 月 日 告 示 番 号 変 更 内 容	施行者	備 考
		番 号	と畜場名					
東 京	昭5.12.29 内告第259号	1	東京都立 芝浦と場	港区港南二丁目及 び品川区北品川一 丁目各地内	6.2	昭11.11.21 内告第614号 区域及び面積の変更 昭46.7.9 都告第742号 名称、位置表示、区域及び 面積の変更 昭58.3.31 都告第352号 区域及び面積の変更 平4.9.14 都告第1044号 名称、位置表示及び区域の 変更	東京都	

ごみ焼却場

都市計画 区域名	決定年月日 告示番号	名 称		位 置	面 積 (約 ha)	変 更 年 月 日 告 示 番 号 変 更 内 容	施行者	備 考
		番 号	ごみ焼却場名					
東 京	平7.1.20 都告第45号	18	港 地 区 清掃工場	港区港南五丁目地内	3.0		東京都	処理能力900t/日 300/炉×3

墓 園

都市計画 区域名	決定年月日 告示番号	名 称		位 置	面 積 (約 ha)	変 更 年 月 日 告 示 番 号 変 更 内 容	備 考
		番 号	墓 園				
東 京	明22.5.20 府告第37号	1	青 山	港区南青山二・四丁目各地内	29.52	明36.3.31 東京市告示第36 号 区域、面積の変更	一部未開設(消防署、学校等) (大半青山公園と重複)

広 場

都市計画 区域名	決定年月日 告示番号	名 称		位 置	面 積 (約 ha)	備 考
		番 号	広 場 名			
東 京	平3.1.30 都告90号	1	臨海副都心 中央広場	港区台場、江東区青海一丁目、青海一丁目 地先水面、青海二丁目、青海二丁目地先水 面、有明二丁目、有明三丁目、有明三丁目地 先水面各地内	25.7	港区内は開設 広場、園路、シンボルプロムナード 橋等

公園
街区公園

都市計画 区域名	決定年月日 告示番号	名称		位置	面積 (約 ha)	変更年月日 告示番号 変更内	備考
		番号	公園名				
東 京	昭 32.12.21 建告第1689号	港 2・2・1	さくらだ 桜田	港区新橋三丁目地内	0.26		供用 [都]桜田(区)
	昭 32.12.21 建告第1689号	// 2・2・2	なんおう 南桜	港区西新橋二丁目地内	0.52	昭 51.7.12 区告第 85 号 区域、面積の変更 平 12.6.26 区告第 106 号 区域、面積の変更 (西桜公園の廃止)	供用 [都]南桜(区)
	昭 32.12.21 建告第1689号	// 2・2・3	いいくら 飯倉	港区東麻布一丁目地内	0.21	昭 43.10.17 建告第 3106 号 区域、面積の変更	供用 [都]飯倉(区)
	昭 32.12.21 建告第1689号	// 2・2・4	まみあな 狸穴	港区麻布狸穴町地内	0.16		供用 [都]狸穴(区)
	昭 32.12.21 建告第1689号	// 2・2・5	いち 一の橋	港区東麻布三丁目地内	0.34	昭 41.1.24 建告第 67 号 区域、面積の変更	供用 [都]一の橋(区)
	昭 32.12.21 建告第1689号	// 2・2・6	しんひろお 新広尾	港区麻布十番四丁目地内	0.15	昭 41.1.24 建告第 67 号 区域、面積の変更	供用 [都]新広尾(区)
	昭 32.12.21 建告第1689号	// 2・2・7	あみしろ 網代	港区麻布十番二丁目地内	0.13		供用 [都]網代(区)
	昭 32.12.21 建告第1689号	// 2・2・8	ひかわちやう 氷川町	港区赤坂六丁目地内	0.30		供用 [都]氷川(区)
	昭 32.12.21 建告第1689号	// 2・2・9	ひとつぎ 一ツ木	港区赤坂五丁目地内	0.50		一部未供用 (TBS 協定公園) [都]一ツ木(区)
	昭 32.12.21 建告第1689号	// 2・2・10	みかわだい 三河台	港区六本木四丁目地内	0.26		供用 [都]三河台(区)
	昭 32.12.21 建告第1689号	// 2・2・11	たかはしこれきよ 高橋是清 きむん 記念	港区赤坂七丁目地内	0.55		供用 [都]高橋是清翁記念(区)
	昭 32.12.21 建告第1689号	// 2・2・12	のぎ 乃木	港区赤坂八丁目地内	0.33		供用 [都]乃木(区)
	昭 32.12.21 建告第1689号	// 2・2・13	こうがい 筭	港区西麻布三丁目地内	0.25		供用 [都]筭(区)
	昭 36.8.8 建告第1687号	// 2・2・14	あざおほんむら 麻布本村	港区南麻布三丁目地内	0.06		供用 [都]本村(区)
	昭 43.12.28 建告第3956号	// 2・2・15	ほんしば 本芝	港区芝四丁目地内	0.33	昭 52.3.14 区告第 25 号 区域、面積の変更 平 23.2.2 区告第 31 号 区域、面積の変更	供用 [都]本芝(区)
	昭 32.12.21 建告第1689号	// 2・3・16	たかなわ 高輪	港区高輪四丁目、品川区 北品川三丁目各々地内	0.85	昭 37.2.9 建告第 215 号 区域、面積の変更	未供用 面積は港区内のみの数値
	昭 32.12.21 建告第1689号	// 2・3・17	ひかわ 氷川	港区赤坂六丁目地内	1.22		未供用
	昭 47.11.16 建告第1271号	// 2・2・18	たかなわだいに 高輪第二	港区高輪三丁目地内	0.59		供用 [都]高輪(区)
	平 23.2.2 区告第 32 号	// 2・2・20	あざ 芝浦	港区芝浦一丁目地内	0.68		供用 [都]芝浦(区)
	昭 32.12.21 建告第1689号	// 2・2・21	あいにんみか 霊南坂	港区虎ノ門二丁目地内	0.25	平 27.4.7 区告第 105 号 区域、面積、種別(近隣公園)の変更	供用 [都]江戸見坂(区)
計 20 か所					7.94		

近隣公園

都市計画 区域名	決定年月日 告示番号	名称		位置	面積 (約 ha)	変更年月日 告示番号 変更内	備考
		番号	公園名				
東 京	昭 32.12.21 建告第 1689 号	3・3・2	みただい 三田台	港区三田三丁目及び三 田四丁目各々地内	2.10	平 11.2.10 区告第 15 号 面積の変更 平 15.11.27 区告第 226 号 区域、面積の変更	一部未供用 (戸建て住宅等) [都]亀塚(区) [都]三田台(区)
	昭 32.12.21 建告第 1689 号	3・3・3	ひのきちやう 桧町	港区赤坂九丁目地内	1.41	昭 36.8.1 建告第 1687 号 区域、面積の変更	供用 [都]桧町(区)
	平 16.8.5 区告第 154 号	3・3・104	こうなん 港南	港区港南四丁目地内	2.00		供用 [都]港南緑水(区)
計 3 か所					5.51		

総合公園

都市計画 区域名	決定年月日 告示番号	名 称		位 置	面 積 (約 ha)	変 更 年 月 日 告 示 番 号 変 更 内 容	備 考
		番 号	公園名				
東 京	昭 32. 12. 21 建告第 1689 号	5・6・15	しば 芝	港区虎ノ門三丁目、愛宕 一・二丁目、芝公園各地 内	33.00	昭 43. 10. 17 建告第 3106 号 区域、面積の変更	一部未供用(増上寺等) [都]芝(都) 一部事業中(梅園 周辺) [都]芝(区) [遊]東麻布(区) [特]芝プリンスホテル
	昭 32. 12. 21 建告第 1689 号	5・6・17	あおやま 青山	港区南青山一・二丁目、 六本木七丁目各地内	30.39	昭 36. 1. 13 建告第 31 号 区域、面積の変更 昭 36. 8. 8 建告第 1687 号 区域、面積の変更 昭 38. 3. 29 建告第 838 号 区域、面積の変更	一部未供用(青山墓地等) [都]青山(都) [都]青葉(区) [都]青山(区)
	昭 32. 12. 21 建告第 1689 号	5・6・18	めいじ 明治	港区元赤坂二丁目、北 青山一丁目、北青山二 丁目、新宿区霞ヶ丘町、 大京町、南元町、渋谷区 千駄ヶ谷一丁目及び千 駄ヶ谷二丁目各地内	55.13 (港区面積14.6)	昭 35. 8. 13 建告第 1604 号 区域、面積の変更 昭 36. 1. 13 建告第 32 号 区域、面積の変更 昭 36. 12. 26 建告第 2949 号 区域、面積の変更 昭 51. 7. 13 都告第 686 号 区域、面積の変更 平 25. 6. 17 都告第 894 号 位置、区域の変更、立体的な範 囲 平 29. 11.30 都告第 1746 号 立体的な範囲の変更 令 4. 3.10 都告第 284 号 名称、位置、区域及び面積の変 更	一部未供用(秩父宮ラクビー 場) [轄]明治神宮外苑
	計 3か所				118.52(港区面積77.99)		

特殊公園(風致公園)

都市計画 区域名	決定年月日 告示番号	名 称		位 置	面 積 (約 ha)	変 更 年 月 日 告 示 番 号 変 更 内 容	備 考
		番 号	公園名				
東 京	昭 32. 12. 21 建告第 1689 号	7・4・2	ありすがわのみやきね 有栖川宮記念	港区南麻布五丁目地内	7.53		一部未供用(東京ローンテニ ス) [都]有栖川宮記念(区)
	計 1か所				7.53		

特殊公園(動物公園、植物公園、歴史公園)

都市計画 区域名	決定年月日 告示番号	名 称		位 置	面 積 (約 ha)	変 更 年 月 日 告 示 番 号 変 更 内 容	備 考
		番 号	公園名				
東 京	昭 32. 12. 21 建告第 1689 号	8・4・3	しばりきゅう 芝離宮	港区海岸一丁目地内	4.19	昭 36. 12. 25 建告第 2888 号 区域、面積の変更	供用 水路部分未供用 [都]旧芝離宮恩賜庭園(都)
	昭 32. 12. 21 建告第 1689 号	8・4・6	だいぼ 台場	港区港南五丁目地内	4.80	昭 52. 12. 21 都告第 1118 号 区域、面積の変更 平 3. 2. 28 都告第 206 号 区域、面積の変更	一部未供用(第六台場) [都]台場(都)
	昭 32. 12. 21 建告第 1689 号	8・5・7	しろかね 白金	港区白金台五丁目地内	21.65		一部未供用(庭園美術館) [轄]国立科学博物館付属自然 教育園(文)
	計 3か所				30.64		

<備考欄の記載について>

当該都市計画公園に係る都市公園等について、供用・未供用の別、管理種別・名称・設置主体を記載している。

供用:都市計画決定区域において、開園状態であることをいう。なお、開園状態とは、都市公園の開園が告示されたこと、児童遊園等が広く一般に開放されていることをいう。

未供用:供用以外の状態をいう。未着手である状態のほか、用地取得済みや工事完了であっても開園告示や開放されていない状態をいう。

[]は都市計画決定区域の一部または全部に掛かって設置されている都市公園、児童遊園、運動場等の管理種別をいう。

[都]都市公園:都市公園法、都市公園条例等に基づいて管理するもの

[遊]児童遊園:児童遊園に関する条例等に基づいて管理するもの

[条]条例により管理するもの:[都]、[遊]以外の条例に基づいて管理するもの

[特]特許事業:東京都都市計画公園等整備事業における都市計画法第59条第4項の取扱方針に基づいて都知事が認可したもの

[轄]その他の都市公園に準ずるもの:行政機関等が管理する公共的な施設で公園に準ずるもの

()は都市公園等を設置している主体をいう。

(都)東京都

(区)港区

(文)文部科学省

地域冷暖房施設(1)

都市計画 区域名	決定年月日 (変更年月日) 告示番号	名称	導 管					熱 発 生 所 施 設				参考供給 区域 (約 ha)	施行者	
			名称	位 置		区 域			名称	位 置	面 積 (約㎡)			参 考
				起 点	終 点	洞道径 (mm)	管 径 (mm)	管延長 (約m)						
東 京	昭52.12.21 都 告 第 1129 号 (変更) 昭57. 3.23 都 告 第 301 号 (変更) 平3. 1.30 都 告 第 93 号 (変更) 平 24. 3.30 区 告 第 85 号 (変更) 平 30. 4.13 区 告 第 123 号	内幸町 地区地 域冷暖 房施設	内幸町 1号線	千代田区 内幸町二 丁目	千代田区 内幸町一 丁目	1,200φ ～ 1,800φ 700W× 1,100H	250～ 400φ	380	内幸町第 1プラント	千代田区 内幸町二 丁目地内	7,300	ボイラー能 力 51.8Gcal/H 冷凍能力 34.2Gcal/H	28.5	丸の内熱供給 (株)
			内幸町 1-1 号線	千代田区 内幸町一 丁目	港区新橋 一丁目	1,500φ	200～ 250φ	80						
			内幸町 1-1-1 号線	港区新橋 一丁目	港区新橋 一丁目	—	250φ	50	内幸町第 2プラント	港区新橋 一丁目地 内	2,000	冷凍能力 10.3Gcal/H		
			内幸町 1-2 号線	千代田区 内幸町一 丁目	千代田区 内幸町一 丁目	1,400W × 1,000H	250φ	200	内幸町第 3プラント	港区西新 橋一丁目 地内	500	—		
			内幸町 1-2-1 号線	千代田区 内幸町一 丁目	千代田区 内幸町一 丁目	1,200W × 1,200H	125φ	180						
			内幸町 2号線	千代田区 内幸町二 丁目	千代田区 日比谷公 園	1,430φ	100～ 200φ	140						
			内幸町 3号線	千代田区 内幸町二 丁目	千代田区 内幸町二 丁目	—	300φ	240						
			内幸町 4号線	千代田区 内幸町二 丁目	千代田区 内幸町二 丁目	—	250～ 500φ	200						
			内幸町 5号線	千代田区 内幸町二 丁目	港区西新 橋一丁目	1,800φ 1,200W × 1,200H	200～ 300φ	390						
			内幸町 6号線	港区新橋 一丁目	千代田区 内幸町一 丁目	—	100～ 250φ	20						
			内幸町 7号線	港区新橋 一丁目	港区新橋 一丁目	1,800φ	100～ 250φ	20						
			内幸町 8号線	千代田区 内幸町二 丁目	港区西新 橋一丁目	—	—	—						
			内幸町 9号線	港区西新 橋一丁目	千代田区 内幸町二 丁目	—	—	—						
			計						1,510					
昭 54. 3.29 都 告 第 386 号 (変更) 平 9.11.27 都 告 第 1271 号	青山地 区地域 冷暖房 施設	青 山 1号線	港区南青 山一丁目	港区南青 山二丁目	1,200W × 1,500H 1,500W × 1,500H	125～ 300φ	110	青山プラ ント	港区南青 山一丁目	3,700	ボイラー能 力 21.01Gcal/H 冷凍能力 11.04Gcal/H 冷水蓄熱槽 7.50Gcal/H	4.9	丸の内熱供給 (株)	
		青 山 2号線	港区南青 山一丁目	地下鉄青 山一丁目 駅舎	—	200φ	5							
		青 山 3号線	港区南青 山一丁目	港区南青 山一丁目	1,200W × 1,500H	25～ 250φ	105							
		青 山 4号線	港区南青 山一丁目	港区北青 山一丁目	1,500W × 1,800H 2,420 × 4,200H	150～ 200φ	200							
		計						420						

地域冷暖房施設(2)

都市計画 区域名	決定年月日 (変更年月日) 告示番号	名称	導 管						熱 発 生 所 施 設				参考供給 区域 (約 ha)	施行者			
			名称	位 置		区 域			名称	位 置	面 積 (約㎡)	参 考					
				起 点	終 点	洞道径 (mm)	管 径 (mm)	管延長 (約m)									
東 京	昭 54.11.10 都 告 第 1207 号 (変更) 昭 62. 8.13 都 告 第 906 号 (変更) 令 5.9.8 区 告 第 327 号	赤坂地区 地域 冷暖房 施設	赤 坂 1 号線	港区赤坂 二丁目	港区赤坂 六丁目	-	-	-	赤坂プラ ント	港区赤坂 二丁目	2,100	-	5.4	東京ガスエン 지니어リングソ リューションズ ㈱			
			赤 坂 1 - 1 号 線	港区赤坂 二丁目	港区赤坂 六丁目	-	-	-									
			赤 坂 1 - 2 号 線	港区赤坂 六丁目	港区赤坂 六丁目	-	-	-									
昭 57. 7.23 都 告 第 773 号 (変更) 昭 63. 11.18 都 告 第 1112 号 (変更) 令 4.4. 18 区 告 第 149 号	芝浦地区 地域 冷暖房 施設	芝 浦 1 号線	港区海岸 一丁目	港区芝浦 一丁目	-	-	-	芝浦プラ ント	港区海岸 一丁目	1,900	-	9.5	東京ガスエン 지니어リングソ リューションズ ㈱				
		芝 浦 2 - 1 号 線	港区芝浦 一丁目	港区芝浦 一丁目	-	-	-							芝浦サブ プラント	港区芝浦 1丁目	1,200	-
		芝 浦 2 - 2 号 線	港区芝浦 一丁目	港区芝浦 一丁目	-	-	-							S 棟プラ ント	港区芝浦 1丁目	2,700	-
					-	-	-							N 棟プラ ント	港区芝浦 1丁目	3,100	-
昭 61.12.2 都 告 第 1274 号 (変更) 昭 63.6.16 都 告 第 603 号	芝浦四 丁目地 域 冷暖房 施設	芝 浦 四丁目 1 号線	港区芝浦 四丁目	港区芝浦 四丁目	-	300~ 450φ	230	芝浦四丁 目 第一プラ ント	港区芝浦 四丁目	2,370	加熱能力 5.9Gcal/H 冷凍能力 9.1Gcal/H	19.6	東京都市サー ビス㈱				
		芝 浦 四丁目 1 - 1 号 線	港区芝浦 四丁目	港区芝浦 四丁目	-	200~ 400φ	240										
		芝 浦 四丁目 1 - 2 号 線	港区芝浦 四丁目	港区芝浦 四丁目	-	250~ 300φ	100							芝浦四丁 目 第二プラ ント			
		芝 浦 四丁目 2 号線	港区芝浦 四丁目	港区芝浦 四丁目	-	250~ 300φ	80										
		芝 浦 四丁目 2 - 1 号 線	港区芝浦 四丁目	港区芝浦 四丁目	-	100~ 150φ	40										
		芝 浦 四丁目 3 号線	港区芝浦 四丁目	港区芝浦 四丁目	-	150~ 200φ	240										
		計					930										
昭 62. 8.13 都 告 第 897 号 (変更) 平 11. 2.26 都 告 第 186 号 (変更) 平 13.12. 5 区 告 第 195 号 (変更) 平 25. 7. 4 区 告 第 141 号	赤坂六 本木地 域 冷暖房 施設	赤 坂 六本木 1 号線	港区赤坂 一丁目	港区赤坂 一丁目	-	-	-	赤坂六本 木プラ ント	港区赤坂 一丁目	3,860	-	9.5	アークヒルズ 熱供給㈱				
		赤 坂 六本木 2 号線	港区赤坂 一丁目	港区六本 木一丁目	-	-	-							赤坂六本 木サブ プラ ント	800	-	
		赤 坂 六本木 2 - 1 号 線	港区六本 木一丁目	港区六本 木三丁目	-	-	-							赤坂六本 木第3 プラ ント	1,100	-	
		赤 坂 六本木 3 号線	港区赤坂 一丁目	港区赤坂 一丁目	-	-	-										

地域冷暖房施設(3)

都市計画 区域名	決定年月日 (変更年月日) 告示番号	名称	導 管						熱 発 生 所 施 設				参考供給 区域 (約 ha)	施行者
			名称	位 置		区 域			名称	位 置	面 積 (約㎡)	参 考		
				起 点	終 点	洞道径 (mm)	管 径 (mm)	管延長 (約m)						
東 京	平 2. 8.13 都 告 第 930 号	北青山 二丁目 地区地域 冷暖房 施設	北青山 二丁目 1号線	港区北青 山二丁目	港区北青 山二丁目	—	150～ 400φ	460	北青山二 丁目プラ ント	港区北青 山二丁目	1,400	ボイラー能力 8.4Gcal/H 冷凍能力 10.1Gcal/H	4.2	青山エナジー サービス㈱
			北青山 二丁目 2号線	港区北青 山二丁目	港区北青 山二丁目	—	125φ	60						
			計					520						
平 2.12. 6 都 告 第 1328 号 (変更) 平 28.9.2 区 告 第 266 号	虎ノ門 四丁目 地区地域 冷暖房 施設	虎ノ門 四丁目 1号線	虎ノ門 四丁目 1号線	港区虎ノ 門四丁目	港区虎ノ 門四丁目	2,000φ	200～ 400φ	280	虎ノ門四 丁目地区 第一プラ ント	港区虎ノ 門四丁目	3,200	ボイラー能力 15.5Gcal/H 冷凍能力 18.7Gcal/H	6.8	城山熱供給㈱
			虎ノ門 四丁目 2号線	港区虎ノ 門四丁目	港区虎ノ 門四丁目	—	100～ 350φ	410						
			虎ノ門 四丁目 3号線	港区虎ノ 門四丁目	港区虎ノ 門四丁目	—	—	—						
			計					690						
平 3. 1.30 都 告 第 86 号 (変更) 平 12.11.22 区 告 第 174 号	臨海副 都心地区 地域冷暖 房施設	臨海台 場 1号線	臨海台 場 1号線	港区台場 二丁目	港区台場 二丁目	—	—	—	台場プラ ント	港区台場 二丁目	7,900	—	425	東京臨海熱供 給㈱
			臨海台 場 1-1号 線	港区台場 二丁目	港区台場 一丁目	—	—	—						
			臨海台 場 1-1-1 号線	港区台場 二丁目	江東区有 明二丁目 地先	—	—	—						
			臨海台 場 1-2号 線	港区台場 二丁目	港区台場 一丁目	—	—	—						
			臨海台 場 1-3号 線	港区台場 二丁目	港区台場 二丁目	—	—	—						
平 4.12.15 都 告 第 1359 号 (変更) 平 22. 3. 1 区 告 第 50 号 (変更) 平 30. 4. 13 区 告 第 124 号	竹芝地 区地域 冷暖房 施設	竹 芝 1号線	竹 芝 1号線	港区海岸 一丁目	港区海岸 一丁目	2,000φ	65～ 650φ	1,020	竹芝プラ ント	港区海岸 一丁目	2,270	ボイラー能力 14.7Gcal/H 温水能力 2.4Gcal/H 冷凍能力 15.6Gcal/H	13.5	東京熱供給㈱
			竹 芝 1-1号 線	港区海岸 一丁目	港区海岸 一丁目	2,000φ	100～ 250φ	120						
			竹 芝 1-2号 線	港区海岸 一丁目	港区海岸 一丁目	1,650φ 450φ	65～ 250φ	590						
			竹 芝 1-3号 線	港区海岸 一丁目	港区海岸 一丁目	—	—	—						
			計					1,730						
平 9.11.27 都 告 第 1269 号	永田町・赤坂 地区地域 冷暖房 施設	永田町 1号線	永田町 1号線	千代田区 永田町二 丁目	港区赤坂 二丁目	2,000φ	65～ 400φ	180	永田町プ ラント	千代田区 永田町二 丁目	3,300	ボイラー能力 26.2Gcal/H 冷凍能力 31.7Gcal/H	7	山王熱供給㈱
			永田町 2号線	千代田区 永田町二 丁目	千代田区 永田町二 丁目	—	80～ 400φ	90						
			計					270						

地域冷暖房施設(4)

都市計画 区域名	決定年月日 (変更年月日) 告示番号	名称	導 管				熱 発 生 所 施 設				参考供給 区域 (約 ha)	施行者
			名称	位 置		名称	位置	面積 (約㎡)	参 考			
				起 点	終 点							
東 京	平 10.12.24 都 告 第 1255 号	汐留北 地区地 域冷暖 房施設	汐 1 号 留線	港区東新橋一丁目	港区東新橋一丁目	汐留プラ ント	港区東新 橋一丁目	8,300	—	9.4	汐留アーバン エネルギー ㈱	
			汐 1 号 留線	港区東新橋一丁目	港区東新橋一丁目							
			汐 1 号 留線	港区東新橋一丁目	港区東新橋一丁目							
			汐 1 号 留線	港区東新橋一丁目	港区東新橋一丁目							
平 11. 2.26 都 告 第 199 号	品川駅 東口地 区地域 冷暖房 施設	港 1 号 南線	港区港南二丁目	港区港南二丁目	品川駅東 口プラ ント	港区港南 二丁目	6,200	—	11.0	品川エネルギ ーサービス㈱		
		港 1 号 南線	港区港南二丁目	港区港南二丁目								
		港 1 号 南線	港区港南二丁目	港区港南二丁目								
		港 2 号 南線	港区港南二丁目	港区港南二丁目								
平 12. 8.10 区 告 第 127 号	六本木 六丁目 地区地 域冷暖 房施設	六 本 木 1 号 木線	港区六本木六丁目	港区六本木六丁目	六本木六 丁目プラ ント	港区六本 木六丁目	4,330	—	12.7	六本木エネ ルギーサー ビス㈱		
		六 本 木 1 号 木線	港区六本木六丁目	港区六本木六丁目								
		六 本 木 1 号 木線	港区六本木六丁目	港区六本木六丁目								
		六 本 木 1 号 木線	港区六本木六丁目	港区六本木六丁目								
		六 本 木 1 号 木線	港区六本木六丁目	港区六本木六丁目								
		六 本 木 2 号 木線	港区六本木六丁目	港区六本木六丁目								
		六 本 木 3 号 木線	港区六本木六丁目	港区六本木六丁目								
		六 本 木 4 号 木線	港区六本木六丁目	港区六本木六丁目								
		六 本 木 5 号 木線	港区六本木六丁目	港区六本木六丁目								
		六 本 木 5 号 木線	港区六本木六丁目	港区六本木六丁目								
平 13.12. 5 区 告 第 194 号	虎ノ門 二丁目 地区地 域冷暖 房施設	虎ノ門 1 号 門線	港区虎ノ門二丁目	港区虎ノ門二丁目	虎ノ門二 丁目プラ ント	港区虎ノ 門二丁目	2,750	—	6.0	㈱虎ノ門エネ ルギーサー ビス		
		虎ノ門 1 号 門線	港区虎ノ門二丁目	港区虎ノ門二丁目								
		虎ノ門 2 号 門線	港区虎ノ門二丁目	港区虎ノ門二丁目								
		虎ノ門 2 号 門線	港区虎ノ門二丁目	港区虎ノ門二丁目								
平 23. 2.2 区 告 第 33 号 (変更) 平 27.11.9 区 告 第 308 号	田町駅 東口北 地区地 域冷暖 房施設	田 1 号 町線	港区芝浦一丁目	港区芝浦一丁目	田町駅東 口北地区 第一プラ ント	港区芝浦 一丁目	1,000	—	6.9	東京ガスエン 지니어ング ソリューション ズ㈱		
		田 2 号 町線	港区芝浦一丁目	港区芝浦三丁目								
		田 3 号 町線	港区芝浦三丁目	港区芝浦三丁目								
					田町駅東 口北地区 第二プラ ント	港区芝浦 三丁目	3,000	—				

地域冷暖房施設(5)

都市計画 区域名	決定年月日 (変更年月日) 告示番号	名称	導 管		熱 発 生 所 施 設				参考供給 区域 (約 ha)	施行者	
			名称	位 置		名称	位 置	面 積 (約㎡)			参 考
				起 点	終 点						
東 京	平 24.3.21 区 告 示 第 68 号	赤坂五 丁目地 区地域 冷暖房 施設	赤 坂 五 丁目 1 号 線	港区赤坂五丁目	港区赤坂五丁目	赤 坂 五 丁目地 区 第 一 プラント	港 区 赤 坂 五 丁目	3,000	—	10.8	赤坂熱供給 (株)
			赤 坂 五 丁目 1 号 線	港区赤坂五丁目	港区赤坂五丁目						
			赤 坂 五 丁目 1 号 線	港区赤坂五丁目	港区赤坂五丁目						
			赤 坂 五 丁目 2 号 線	港区赤坂五丁目	港区赤坂五丁目						
			赤 坂 五 丁目 3 号 線	港区赤坂五丁目	港区赤坂五丁目						
平 29.2.2 区 告 示 第 40 号 (変更) 平 30.8.24 区 告 示 第 214 号	虎ノ門 一・二 丁目地 区地域 冷暖房 施設	虎ノ門一・二丁目1号線	港区虎ノ門一丁目	港区虎ノ門一丁目	虎ノ門一・二丁目地区第1プラント	港 区 虎ノ門一丁目	3,100	—	3.8	虎ノ門エネルギーネットワーク(株)	
		虎ノ門一・二丁目2号線	港区虎ノ門一丁目	港区虎ノ門一丁目							
		虎ノ門一・二丁目3号線	港区虎ノ門二丁目	港区虎ノ門一丁目							
		虎ノ門一・二丁目4号線	港区虎ノ門二丁目	港区虎ノ門二丁目							
令 2.11.18 区 告 示 第 318 号	虎ノ門・麻布台地区地域冷暖房施設	虎ノ門・麻布台1号線	港区麻布台一丁目	港区麻布台一丁目	虎ノ門・麻布台プラント	港 区 麻 布 台一丁目	3,000	—	7.2	虎ノ門エネルギーネットワーク(株)	
		虎ノ門・麻布台2号線	港区麻布台一丁目	港区麻布台一丁目							
		虎ノ門・麻布台3号線	港区麻布台一丁目	港区虎ノ門五丁目							
		虎ノ門・麻布台4号線	港区虎ノ門五丁目	港区虎ノ門五丁目							
令 2.11.18 区 告 示 第 319 号 (変更) 令 4.2.15 区 告 示 第 50 号	品川駅北周辺地区地域冷暖房施設	品川駅北周辺1号線	港区高輪二丁目	港区三田三丁目	品川駅北周辺地区プラント	港 区 高 輪 二 丁目	9,000	—	10.4	榊えきまちエナジークリエイト	
		品川駅北周辺2号線	港区三田三丁目	港区三田三丁目							
		品川駅北周辺3号線	港区高輪二丁目	港区高輪二丁目							
		品川駅北周辺4号線	港区高輪二丁目	港区高輪二丁目							
		品川駅北周辺5号線	港区高輪二丁目	港区高輪二丁目							
		品川駅北周辺6号線	港区高輪二丁目	港区高輪二丁目							

都市計画の手続きについて

都市計画の手続きについて

■ 都市計画

都市計画は、現在及び将来の都市機能を確保し、発展の方向を決定していくものであり、地域住民に極めて密着したものとと言えます。近年、住宅地への業務立地化が進み、土地利用の状況が大きく変化しつつあるなかで、「やすらぎある世界都心」の実現のために、より一層計画的な街づくりを進めることが重要となってきます。

■ 都市計画の決定権者

広域的観点から定めるべきもの又は根幹的な都市施設等に関する都市計画は、東京都が関係区市町村の意見を聴き、東京都の都市計画審議議会の議を経て、さらに一定の場合には国土交通省大臣の同意を得て決定します。

その他のものは、区が都知事と協議し、区の都市計画審議会の議を経て決定します。

■ 都市計画の決定手続き

1. 都市計画を立案する場合は、必要に応じて公聴会、地元説明会等を開催します。



公聴会の開催等

都市計画法第 16 条

1. 都道府県又は市町村は、次項の規定による場合を除くほか、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
2. 都市計画に定める地区計画等の案は、意見の提出方法その他の政令で定める事項について条例で定めるところにより、その案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成するものとする。
3. 市町村は、前項の条例において、住民又は利害関係人から地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項を申し出る方法を定めることができる。

2. さらに、計画案がかたまると、都市計画案の公告をし、2週間一般の縦覧に供します。この期間中に関係住民及び利害関係者は意見書を提出することができます。



都市計画の案の縦覧等

都市計画法第 17 条（抜粋）

1. 都道府県又は市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から 2 週間公衆の縦覧に供しなければならない。
2. 前項の規定による公告があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、都道府県の作成に係るものにあつては都道府県に、市町村の作成に係るものにあつては市町村に、意見書を提出することができる。

3. 意見書の要旨は、計画案審議の参考資料として都市計画審議会に提出することとなっています。

市町村の都市計画決定

都市計画法第19条（抜粋）

1. 市町村は、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の議を経て、都市計画を決定するものとする。都市計画に定める地区計画等の案は、意見の提出方法その他の政令で定める事項について条例で定めるところにより、その案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成するものとする。
2. 市町村は、前項の規定により都市計画の案を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、第17条第2項の規定により提出された意見書の要旨を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に提出しなければならない。
3. 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画（都市計画区域について定めるものにあつては区域外都市施設に関するものを含み、地区計画等にあつては当該都市計画に定めようとする事項のうち政令で定める地区施設の配置及び規模その他の事項に限る。）を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、町村にあつては都道府県知事の同意を得なければならない。

4. 港区では、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき区長の附属機関として港区都市計画審議会を置いています。所掌事項は、区が定めようとする都市計画案を調査審議するほか、区長の諮問に応じて、港区の都市計画に関する事項を調査審議し、区長に答申することです。また、関係行政機関に対し、都市計画に関する事項について建議することができます。

港区都市計画審議会条例

第3条、組織について（抜粋）

1. 審議会は、次に掲げる者につき、区長が任命する委員二十一人以内をもつて組織する。

1. 学識経験者 9人以内
2. 区議会議員 8人以内
3. 関係行政機関の職員 2人以内
4. 区の住民 2人以内

※令和8年3月現在、港区都市計画審議会の学識経験者は、それぞれ都市計画、建築、環境・造園、景観、法律、不動産、公衆衛生を専門とする委員で構成されています。また、関係行政機関の職員は、芝消防署長と愛宕警察署長が任命されています。

※区の住民の委員は、2年に1度、公開抽選で選考します。

- ※ 都市計画の決定手続きの流れは、図 1. 都市計画の決定手続き（東京都が定める都市計画）、図 2. 都市計画の決定手続き（区が定める都市計画）を参照してください。

都市計画決定一覧表

都市計画の種類		区 決 定	東 京 都 決 定
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針			●
区域区分(市街化区域・市街化調整区域)			●
都市再開発方針等	都市再開発の方針		○
	住宅市街地の開発整備の方針		○
	拠点業務市街地の開発整備の方針		○
	防災街区整備の方針		○
地域区	用途地域		◎
	特別用途地区	○	
	特定用途制限地域	○	
	特例容積率適用地区		◎
	高層住居誘導地区		◎
	高度地区・高度利用地区	○	
	特定街区	○1ha 以下	◎1ha 超
	都市再生特別地区		●
	特定防災街区整備地区	○	
	防火地域・準防火地域	○	
	景観地区	○	
	風致地区	○	○10ha 以上 ※3
	駐車場整備地区	○	
	臨港地区	○重要港湾以外	●国際戦略港湾 又は国際拠点港湾 ○重要港湾
	歴史的風土特別保存地区		●
	第一種・第二種歴史的風土特別保存地区		●
	緑地保全地域	○	○ ※3
	特別緑地保全地区	○	○10ha 以上 ※3
	緑化地域	○	
	(近郊緑地特別保全地区)		(●)
	流通業務地区		○
	生産緑地地区	○	
	伝統的建造物群保存地区	○	
航空機騒音障害防止地区		○	
航空機騒音障害防止特別地区		○	
促進区域	市街地再開発促進区域	○	
	土地区画整理促進区域	○	
	住宅街区整備促進区域	○	
	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域	○	

都市計画の種類		区 決 定	東 京 都 決 定	
遊休土地転換利用促進地区		○		
被災市街地復興推進地域		○		
都 市 施 設	道 路	高速自動車国道・一般国道	●	
		都道	○	
		区道	○	
		自動車専用道路	首都高速道路	●
			上記以外	○
	都市高速鉄道			●
	軌道(都市高速鉄道に該当するものを除く)		○	
	駐車場		○	
	自 動 車 ターミナル	一般自動車ターミナル	○	
		その他の自動車ターミナル	○	
	空 港	空港法第4条第1項2号空港		●
		空港法第5条第1項地方管理空港		○
		上記以外の空港	○	
	公 園 緑 地	10ha以上で国が設置		●
		10ha以上で都道府県が設置		○
		その他	○	
	広 場 墓 園	10ha以上で国又は都道府県が設置		○
		その他	○	
	その他の公共空地・運動場		○	
	水 道	水道用水供給事業用		○
		上記以外		◎
	電気・ガス供給施設			◎
	下水道	流域下水道		○
		公共下水道		◎ ※3
	汚物処理場・ごみ焼却場・ごみ処理場		○	
	産業廃棄物処理施設			○
	上記以外の供給施設・処理施設		○	
	河 川	1級河川		●
		2級河川・運河		○
		準用河川・水路	○	
大学・高等専門学校		○		
上記以外の学校		○		
図書館・研究施設・教育文化施設		○		
病院・保育所・医療施設・社会福祉施設		○		

都市計画の種類		区 決 定	東 京 都 決 定
都 市 施 設	市場・と畜場		◎
	火葬場	○	
	一団地の住宅施設	○	
	一団地の官公庁施設		●
	流通業務団地		○
	一団地の津波防災拠点市街地形成施設	○	
	一団地の復興拠点市街地形成施設	○	
	電気通信施設	○	
	防風・防火・防水・防雪・防砂施設	○	
	防潮施設	○	
市 街 地 開 発 事 業	土地区画整理事業	○	○50ha超 ※4
	新住宅市街地開発事業		○
	工業団地造成事業		○
	市街地再開発事業	○	○3ha超 ※4
	新都市基盤整備事業		○
	住宅街区整備事業	○	○20ha超 ※4
	防災街区整備事業	○	○3ha超 ※4
市 街 地 開 発 事 業 等 予 定 区 域	新住宅市街地開発事業の予定区域		○
	工業団地造成事業の予定区域		○
	新都市基盤整備事業の予定区域		○
	区域面積 20ha 以上の一団地の住宅施設の予定区域	○	
	一団地の官公庁施設の予定区域		●
	流通業務団地の予定区域		○
地 区 計 画 等 (※5)	地区計画	○	
	(再開発等促進区を定めるもの)	○	◎3ha超
	(開発整備促進区を定めるもの)	○	
	防災街区整備地区計画	○	
	沿道地区計画	○	
	(沿道再開発等促進区を定めるもの)	○	◎3ha超
	歴史的風致維持向上地区計画	○	
	集落地区計画	○	

※1 ◎は区部のみ東京都決定

※2 ●は大臣同意を要するもの

※3 2以上の区市町村の区域にわたるもの

※4 国又は都道府県等施行のもの

※5 地区計画等のうち一定の事項については、知事協議を要しない(令13)

図 1. 都市計画の決定手続（東京都が定める都市計画）

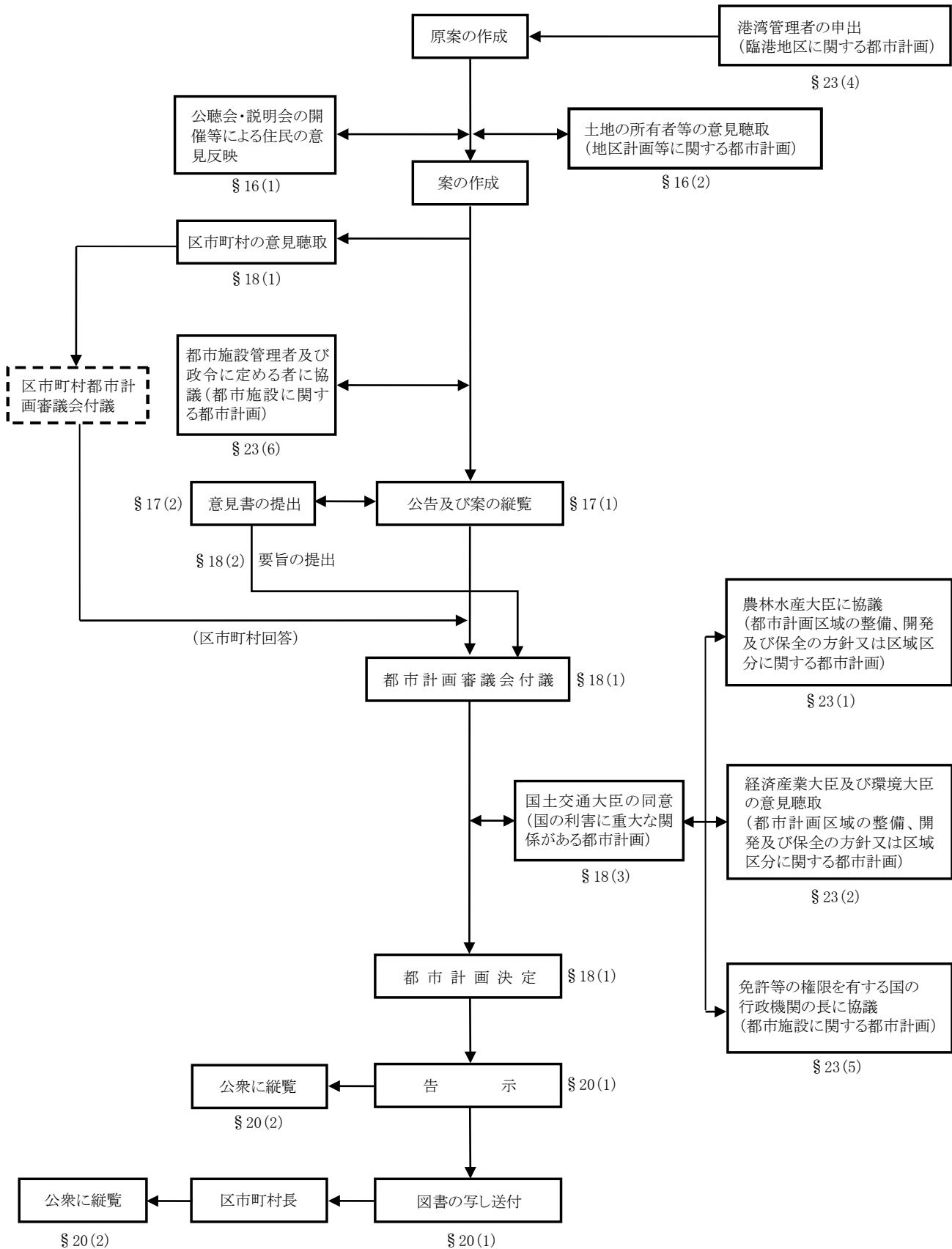


図 2. 都市計画の決定手続（区が定める都市計画）

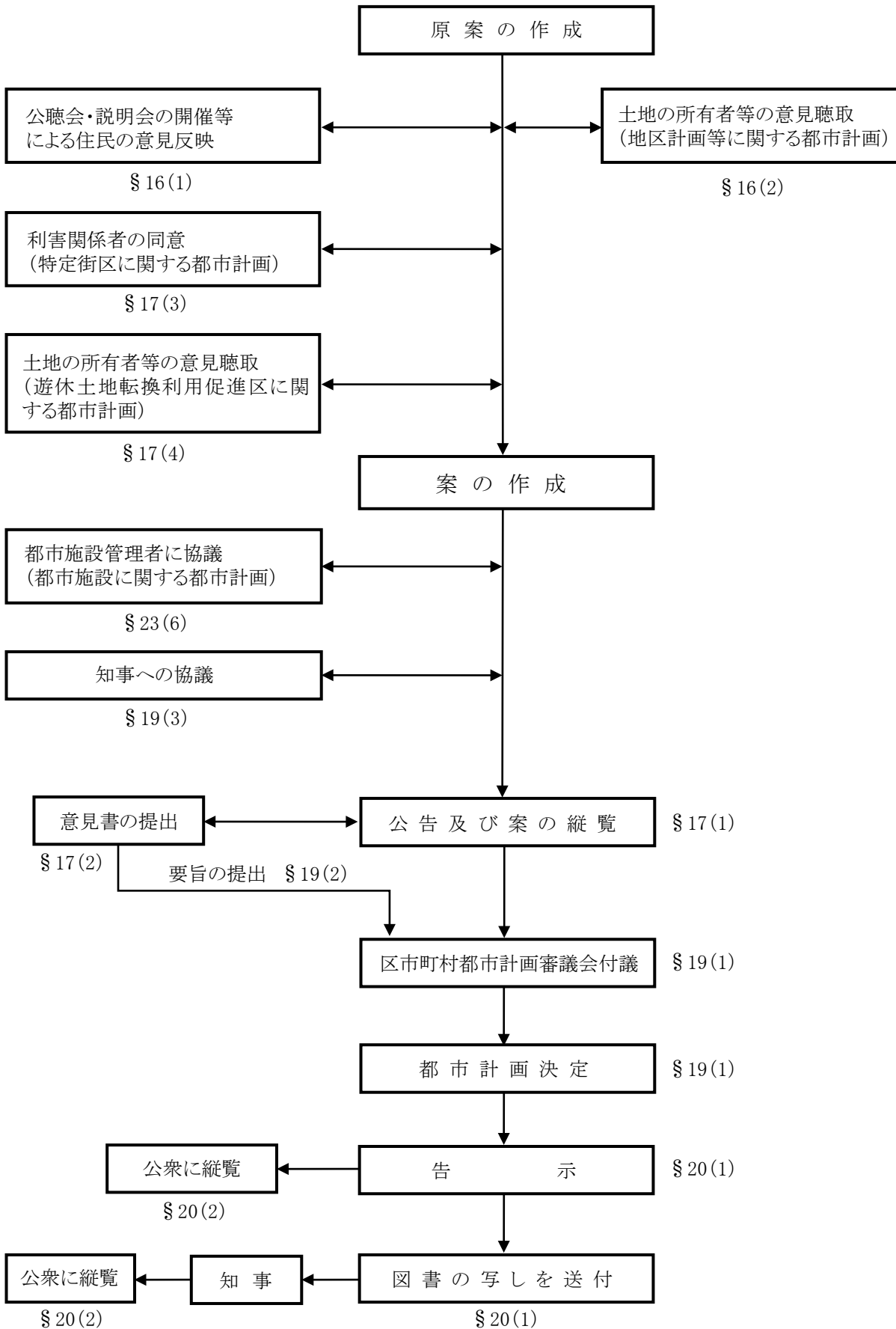
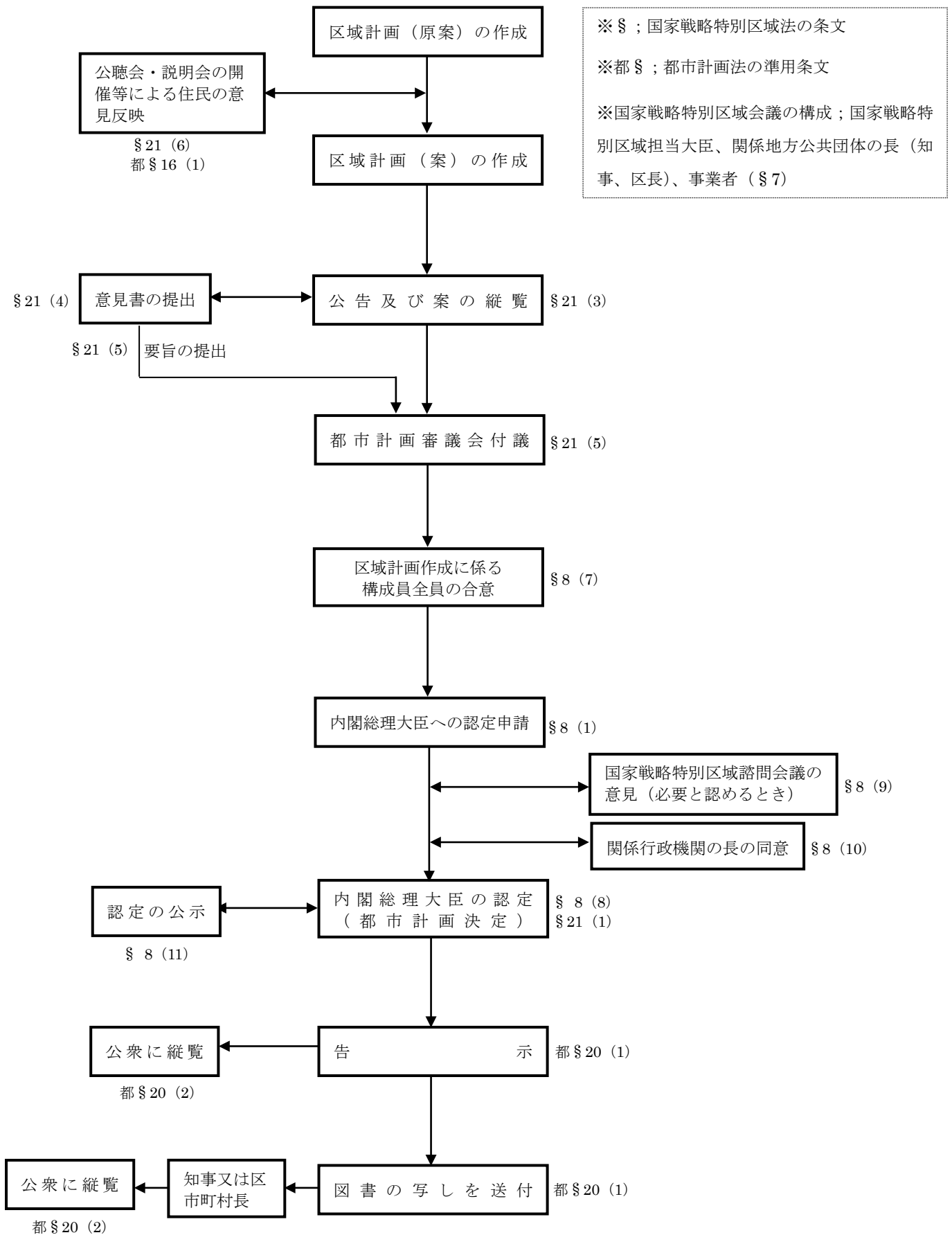


図 3. 国家戦略特別区域法による手続き
 国家戦略特別区域会議が区域計画に国家戦略都市計画建築物等整備事業を定める場合



インターネットサービスのご案内

サイト名 港区都市計画情報提供サービス

メニュー 用途地域検索・地区計画一覧・都市計画道路一覧・Q&A等

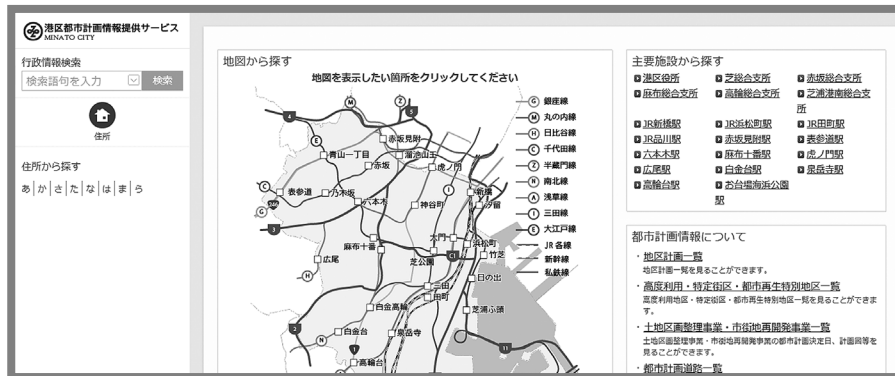
アクセス方法 ①港区ホームページを開く

②ページ上部の **環境・まちづくり** をクリックする。

③ページ右側の **港区都市計画情報提供サービス** のアイコンをクリックする。



用途地域検索画面



地区計画一覧画面



港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

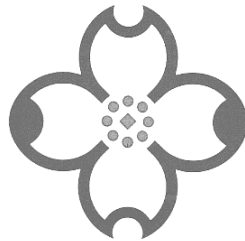
このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

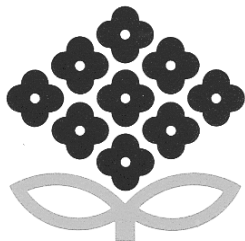
昭和60年8月15日

港 区

区の木 ハナミズキ



区の花 アジサイ



区の花 バラ

